



国においては、「次世代育成支援対策推進法」(平成17年施行)、「子ども・子育て支援法」(平成27年施行)をはじめとした各種法整備に基づき、こども・子育て支援について各施策・制度が進められてきました。一方で、少子化の進行、人口減少には依然として歯止めがかかっておらず、近年では、こどもの貧困や児童虐待、ヤングケアラーが直面している厳しい生活環境、子育て家庭の孤立など、こどもを取り巻く環境は深刻化・多様化しています。

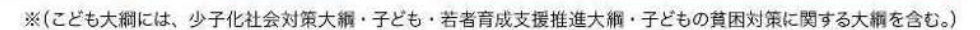
本計画は、これまでの取組を引き継ぎつつ、「こども基本法」、「こども大綱」の内容や、社会情勢、各種調査結果を踏まえ、尼崎市のすべてのこどもや若者が健やかに育ち、笑顔が輝くまちとなるよう、尼崎市が考えていること、取り組んでいくことをまとめたものです。

平成						令和						
25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	30年度	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度
2013年度	2014年度	2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度	2025年度
1月 子どもの貧困対策法施行	8月 子ども・子育て総合戦略 子どもの貧困対策大綱	12月 長期ビジョン・総合戦略 子ども・子育て支援新制度 少子化対策大綱	3月 次世代育成支援対策推進法延長 子ども・子育て支援新制度 少子化対策大綱	4月 子ども・子育て支援法改正 ニッポン一億総活躍プラン 子ども・子育て支援法改正	6月 新しい経済政策パッケージ 子育て安心プラン	12月 子ども・子育て支援法改正 新放課後子ども総合プラン	4月 子ども・子育て支援法改正	6月 子ども・子育て支援法改正 子ども・貧困対策法改正	10月 子ども・貧困対策法改正 子ども・貧困対策法改正	12月 長期ビジョン・総合戦略(第2期) 子ども・貧困対策法改正	5月 少子化対策大綱 新子育て安心プラン	12月 子ども・貧困対策法改正
						《基本的施策》 ● 施策に対する子ども・子育て当事者等の意見の反映 ● 支援の総合的・一体的提供の体制整備 ● 関係者相互の有機的な連携の確保 ● 子ども基本法・児童の権利に関する条例の周知 ● 子ども大綱による施策の充実及び財政上の措置 等						
第2期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき)			第3期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき)			第4期尼崎市次世代育成支援対策推進行動計画 (わいわいキッズプランあまがさき)と (第2期)尼崎市子ども・子育て支援事業計画の 一体的策定				尼崎市 子ども計画 (本計画)		
(第1期)尼崎市子ども・子育て支援事業計画												

4

この計画は、こども基本法第10条第2項の規定に基づく市町村こども計画であり、国のこども大綱を勘案し策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法第8条第1項の規定に基づく市町村行動計画であるとともに、子ども・子育て支援法第61条第1項の規定に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけ、一体的に策定します。また、本計画は、子ども・若者育成支援推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づく市町村計画と位置づけます。

尼崎市の最上位計画である「尼崎市総合計画」の部門別計画とし、計画の整合を図るとともに、本計画の内容は、福祉、医療、保健、教育など、子どもや子育てに関連する分野において本市が策定し、推進している他の行政計画とも整合を図ることとします。



こども基本法においては、「こども」の定義を、「心身の発達の過程にあるもの」としています。本計画における「こども」についても、18歳や20歳といった年齢で必要なサポートがとぎれることのないよう、心身の発達の過程にあるこどもや若者とします。また、本計画の対象は、こどもや若者のみならず、保護者及び家庭、子育てと育ちを支える地域社会を含むものとします。

本計画の計画期間は、令和7年度(2025年度)から令和11年度(2029年度)までの5年間とし、計画の進捗管理について、事業の実施状況などを毎年度ホームページで公表します。なお、計画期間中であっても、大きな社会情勢の変化や制度の変更が生じるなどの場合には、必要に応じて計画の見直しを行うこととします。



Ⅱ 計画がめざすこと(基本理念)

1. 国におけるめざす姿

国は「こども基本法」及び「こども大綱」に基づき、すべてのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる社会である「こどもまんなか社会」の実現を目指しています。こども大綱では、日本国憲法、こども基本法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、以下の6つの柱をこども施策の基本的な方針としています。

- ① こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図る
- ② こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていく
- ③ こどもや若者、子育て当事者のライフステージに応じて切れ目なく対応し、十分に支援する
- ④ 良好な成育環境を確保し、貧困と格差の解消を図り、全てのこども・若者が幸せな状態で成長できるようにする
- ⑤ 若い世代の生活の基盤の安定を図るとともに、多様な価値観・考え方を大前提として若い世代の視点に立って結婚、子育てに関する希望の形成と実現を阻む隘路(あいろう)の打破に取り組む
- ⑥ 施策の総合性を確保するとともに、関係省庁、地方公共団体、民間団体等との連携を重視する

また、こども大綱とともに示された「はじめの100か月の育ちビジョン(幼児期までのこどもの育ちに係る基本的なビジョン)」では、こどもを妊娠してから、小学校1年生の途中くらいまでの「はじめの100か月」は、長い人生において幸せな状態(ウェルビーイング)で過ごすための基盤となる最も重要な時期とされています。すべてのこどもが等しく、健やかに育つことができるよう、以下の5つのビジョンが示されています。

- (1) こどもの権利と尊厳を守る
- (2) 「安心と挑戦の循環」を通してこどものウェルビーイングを高める
- (3) 「こどもの誕生前」から切れ目なく育ちを支える
- (4) 保護者・養育者のウェルビーイングと成長の支援・応援をする
- (5) こどもの育ちを支える環境や社会の厚みを増す

本計画においても、こうした国の考え方や方針に基づき、本市のこども施策に取り組んでいくこととします。

2. 本市におけるめざす姿

本市には、平成21年(2009年)12月に制定された「尼崎市子どもの育ち支援条例」(以下、「条例」という。)があります。条例は、児童の権利に関する条約の精神にのっとり、こどもの人権を尊重することを基本に、こどもの育ちを地域社会全体で支える仕組みを定めることにより、すべてのこどもが健やかに育つ社会の実現に寄与することを目的としています。

また、条例第3条には、こどもの育成に関し、次の4つの基本理念を掲げています。

- ① 子どもの年齢及び成長に応じ、その意見が尊重され、子どもにとっての最善の利益が考慮されること。
- ② 子どもが様々な責任を果たすことができる大人に成長することができるように、その学び、育つ力が伸ばされるとともに、子どもが他者とのかわりを大切にして主体的に考え、行動していく力がはぐくまれること。
- ③ 保護者、地域住民、子ども施設、事業者及び市により、それぞれの役割又は責務に応じ、主体的な取組がなされるとともに、これらの者の相互の連携により、子どもが健やかに育つことができるための環境が整えられること。
- ④ 福祉、保健、教育その他の関連分野において、子どもの育成に関して総合的な取組がなされること。

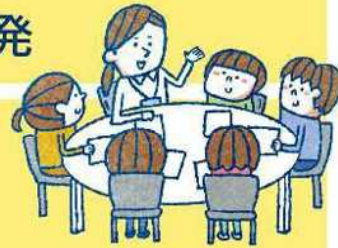
条例の基本理念や目的は、こども基本法やこども大綱の基本的な考え方や方針と整合していること、本計画は条例第12条の推進計画に位置付けられることから、本計画における本市のめざす姿として、条例の前文にある「こどもの笑顔が輝くまち あまがさき」の実現をめざす姿とします。





こども・若者が 権利の主体であることを共有し、 その権利の啓発に取り組む

- ① こども・若者が権利の主体であることの理解の促進・啓発
- ② こども・若者の権利に関する理解の促進・啓発
- ③ こども・若者の意見聴取・意見表明の機会の確保及び政策への反映



こども大綱では？

こども・若者が、自らのことについて意見を形成し、その意見を表明することや、社会に参画することが、社会への影響力を発揮することにつながり、おとなは、こども・若者の最善の利益を実現する観点からこども・若者の意見を年齢や発達に応じて尊重する。こども・若者が意見表明をし、社会に参加する上でも意見形成は欠かせないものであることから、意見形成への支援を進め、意見を表明しやすい環境づくりを行う。(P10)

▼現状

- こども基本法では、国及び地方公共団体は、こども施策を策定、実施及び評価にあたっては、こども・若者等の意見を反映させるための措置を講ずるものとされています。
- 現在のところ、こども施策の策定等をするにあたって、こども・若者の意見の反映は十分ではない状況です。

▼課題

- こども・若者自身も自らが権利の主体であり、意見表明やその他の権利があることを十分に認識していません。
- こどもの権利やこどもの意見聴取・意見表明について、行政をはじめ関係機関等の理解・周知が十分でない状況です。
- こどもの意見聴取・意見表明、そのフィードバックの方法等について、本市としてその具体的な実施手法が確立されていません。



こどもの権利とは？



「こどもの権利」とは、こどもたちが安全で健康に育ち、自分の意見を自由に言えるようにするための基本的な権利のことです。これらの権利は、平成元年(1989年)に国連で採択された「児童の権利に関する条約」によって定められています。具体的には、次の4つの原則があります。

これらの権利は、こどもたちが安心して生活し、自分らしく成長できるようにするための大切な約束です。

こども・若者に対して、**こども・若者自身が権利の主体であり、様々な権利が保障されている**ことを理解するための啓発を行います。

学校教員やこども・若者にかかわる大人等に対して、こども・若者の権利について理解を深めるための啓発を行います。

こどもの意見表明・意見聴取について、webアンケートや対面ワークショップなど**テーマや対象者に応じた多様な手法**を検討し実施します。

より幅広いこども・若者が気軽に意見表明・意見聴取が行えるよう、オンラインによる意見交換プラットフォーム「**コドモワカモノボイスアクション**」を開設・運用します。また、こうした取組を通じて、既存のユースカウンシル事業での活用・参加者のすそ野を広げる取組を実施します。

コドモワカモノボイスアクション・ユースカウンシル事業の詳細は➡48ページ

行政や関係機関等がこどもの意見聴取の取組を進めることができるよう、ユースワーカーや専門家等と、こどもの権利についてのこどもへの意見聴取の必要性や意義・手法等について、研修・啓発等を実施し、機運の醸成を図ります。また、**アウトリーチによるこども・若者を対象とした啓発**を行います。

本市の政策形成にこども・若者の意見を反映するため、こども・若者に関連する審議会等への**こども・若者の参画を推進**します。

今後の取組

(R7年度～R11年度)



保育施設や大学、専門家等と連携して、未就学児等の意見聴取・意見表明について、取り組みます。



小・中・高等学校と連携して、こども・若者の意見聴取・意見表明について取り組みます。

目指す数値

コドモワカモノボイスアクションの登録者数 ➡ 〇〇〇〇人

差別の禁止

こどもは、どんな理由でも差別されてはいけません。

こどもの最善の利益

こどもに関することを決めるときは、常にそのこどもの最善の利益を考えなければなりません。

生きる権利と育つ権利

こどもは健康に生き、成長するための支援を受ける権利があります。

意見を表す権利

こどもは自分に関することについて自由に意見を言い、その意見が尊重される権利があります。



安全に安心して 産み育てることができる 環境づくり

① 妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援



こども大綱では？

こどもの誕生前から幼児期までは、こどもの将来にわたるウェルビーイングの基礎を培い、人生の確かなスタートを切るための最も重要な時期であるとともに、この時期への社会的投資が次代の社会の在り方を大きく左右するため、社会全体にとっても極めて重要な時期である。(中略)「こどもの育ち」に係る質にも社会がしっかりと目を向け、保護者・養育者の就労・養育状況を含むこどもの置かれた環境等に十分に配慮しつつ、ひとしく、切れ目なく、ウェルビーイングの向上を図ることが重要である。(P24)

現状

- 伴走型相談支援として、妊娠届け出時の面接や妊娠8か月アンケート、妊産婦健診を通じた医療機関との連携、「こんにちは赤ちゃん事業」の乳児全戸訪問、また南北保健福祉センターでの乳幼児健診等の機会を捉え、地区担当の保健師が中心となって、妊産婦の不安や困りごとに寄り添いながら相談支援を実施しています。
- 妊娠届け出時の面接では、今後の見通しを計画する妊娠期から子育て期のサポートガイド(サポートプラン)を妊婦と保健師が一緒になって作成しています。
- 妊産婦家庭の状況に合わせて、産前産後ヘルパー派遣事業、産後ケア事業などの個別支援・サービスにつないでいます。

課題

- 妊娠期においては、具体的に出産や育児をイメージできるような情報を求める人が多く、乳幼児期においては、こどもの年齢が上がるにつれ、育てにくさを感じている保護者が増える傾向にあります。
- 保育施設等に通っていないこどもの保護者は、育児に関する相談相手が少なく、相談先も知らない傾向にあります。
- 核家族、共働き家庭が増えていることから、妊娠中や産後の家事や育児の援助などのサポートが求められています。子育てを周囲のサポートを受けながら楽しめるよう、今後も妊娠期からの支援を行う必要があります。

妊娠中や産後に利用できるサービスです。(利用料にかかる費用の一部)を尼崎市が負担します

産前産後ヘルパー派遣事業

妊娠中や1歳未満の赤ちゃんがいるご家庭に、ヘルパーを派遣して、家事や育児のサポートをします。



産後ケア事業

「授乳がうまくいかない」「産後の体調がすぐれない」など、出産後の育児支援が必要な産後1年未満のお母さんと赤ちゃんを対象に、助産師が授乳や育児等のサポートをします。宿泊型、通所型、訪問型の3タイプがあります。



今後の取組

(R7年度～R11年度)

妊娠届け出時の全数面接や妊娠8か月頃アンケート、生後2か月頃の全戸訪問、妊産婦健診等を通じて、困りごとを抱える妊産婦家庭を把握し、**妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない伴走型支援**を実施します。

母子保健事業のDX化を進め、利便性を向上させていきます。

乳幼児健診については、引き続き「いくしあ」との連携により、保育施設等の所属や家庭の状況を踏まえつつ、きめ細やかな未受診者の対応に努めていきます。

子育てに関する学び・交流の場の提供や啓発を地域の関係機関と連携し、協働で取り組みます。

児童虐待の恐れのあるハイリスク家庭に対し、**母子保健と児童福祉が連携した一体的な支援**を実施します。



「こども家庭センター」機能を活かし、すべての妊産婦・子育て世帯・こどもへの母子保健と児童福祉による一体的な相談支援を行います。また、関係機関とも連携し、地域資源への接続等、包括的な支援の充実を図ります。



産前産後ヘルパー派遣事業・産後ケア事業などを活用し、産後うつをはじめとした保護者の心身負担を早期に軽減できるよう取り組みます。



児童相談所の開設にあわせて、子育てについて**24時間電話相談できる窓口**を開設します。



「子育てを援助してほしい人」と「子育てを援助したい人」をマッチングし、地域社会で互いに子育てを支えあう**ファミリーサポートセンター事業**をより利便性の高いものに改善していきます。



これまでの尼っこ健診のデータから、肥満児の健康リスクが大きいことが確認できたため、こうしたハイリスク者への支援をより積極的に実施していきます。



義務教育終了後も定期的な健診受診を含めた健康づくりを支援していくため、16歳から39歳までを対象とした生活習慣病予防健診の周知に努めていきます。



目指す
数値

妊娠、出産に満足している人の割合 → ○○%

育てにくさを感じた人のうち、対処できる親の割合 → ○○%

② 地域の支援団体や学校などと連携した支援



こども大綱では？

- こども・若者の「居場所」とは、こども・若者が遊んだり、何もしなかったり、好きなことをして過ごす場所や時間、人との関係性全てが「居場所」になり得るものであるが、その場を居場所と感ずるかどうかはこども・若者本人が決めるものであるという前提に立って居場所づくりを推進する。(P27)
- コミュニティ・スクールと地域学校協働活動を一体的に進め、こどもを地域全体で育む地域とともにある学校づくりと、地域やこどもをめぐる課題解決のためのプラットフォームにもなり得る学校を核とした地域づくりを推進する。(P27)

現状

- すべてのこども・若者が、年齢を問わず、相互に人格と個性を尊重しながら、安全に安心して過ごせる多くの居場所を持つことができるよう、社会全体で支えていく必要があります。
- 平成21年(2009年)に制定した「尼崎市子どもの育ち支援条例」に基づき、子育てコミュニティソーシャルワーカーを配置し、こども食堂やこどもの居場所等に取り組む地域の子育て支援団体・グループの支援を行っています。
- こども・若者が安心して過ごすことができ、地域でこども・若者を見守り、支える場でもあるこども食堂やこどもの居場所は、地域の子育て支援団体・グループの活動により着実に増加しています。
- 地域と学校の連携・協働をさらに進めていくため、令和2年度(2020年度)から地域の皆さんの意見を学校の運営方針に反映させる仕組みであるコミュニティ・スクール(学校運営協議会)をモデル校に導入し、その取組を進めてきました。令和6年度(2024年度)では、全小学校41校でのコミュニティ・スクールの導入、令和7年度(2025年度)には、市立学校全校にコミュニティ・スクールの導入を完了させる予定です。

課題

- こども・若者が安全に安心して過ごせる居場所について、こども・若者に広く、わかりやすく周知していく必要があります。
- 学校と地域住民等が力を合わせて学校運営に取り組み、学校と地域が一体となって子どもたちを育てるために、導入したコミュニティ・スクールを活用し、「地域とともにある学校づくり」のさらなる推進を図る必要があります。

尼崎市内で子どもを養育する方を対象に、子育て環境についての評価や課題をお聞きしました。
(令和6年(2024年)7～8月に、インターネット調査にてアンケートを実施し、260人から回答をいただきました)

Q 尼崎市が「子育てしやすいまち」になるには、何を改善すると良いと思いますか？

第1位	公園や児童館など子どもの居場所の充実	66.2%
第2位	教育環境の充実	59.6%
第3位	事故や犯罪の取締りの強化	51.9%
第4位	住環境の改善	40.0%
第5位	自然環境の保全	32.3%

Q 尼崎市の子育て支援でもっと力を入れてほしいことはありますか？

第1位	給食費の無償化	73.1%
第2位	こどもの医療費助成の拡充	70.4%
第3位	公立学校の学力向上・教育環境の充実・改善	66.9%
第4位	こどもだけで安心して遊べる場所づくり	66.5%
第5位	こどもに対する防犯対策の充実	62.3%

こどもや若者が安全に安心して過ごせる居場所づくりが求められています。

こどもの居場所づくりに関する指針(令和5年12月22日閣議決定)を踏まえ、指針に基づいた地域の**こども・若者の居場所づくりを推進**します。

こども食堂やこどもの居場所等に取り組む地域の子育て支援団体・グループ等に対し**必要な経費等の一部を助成**し、こども食堂やこどもの居場所の確保に努めます。

今後の取組

(R7年度～R11年度)

こども食堂やこどもの居場所について、施設マップを作成し、**WEBやSNSで発信するなど、こども・若者にとってわかりやすい周知**に努めます。

コミュニティ・スクールの効果的な運営に向け、社会教育課や地域課職員等による伴走支援、導入校に対するアンケート調査結果のフィードバック、地域と学校の協働活動に係る様々な事例に基づいた助言、情報共有や研修等の実施を行います。

目指す数値

青少年の居場所の数 → **〇〇か所**

学校の教育活動にかかわりを持っている市民の割合 → **〇〇%**



キッズ&ユーススポット

尼崎市内で子どもたち(概ね18歳まで)が大人の見守りのもと、気軽に立ち寄り、安全に安心して過ごせるこどもの居場所(こども食堂含む)を「キッズ&ユーススポット」として登録しています。

登録施設には右のステッカーが提示されています。ぜひご利用ください。





③ 子育てしやすい魅力あるまちづくりに向けた取組

こども大綱では？

- こどもや子育て当事者の目線に立ち、こどものための近隣地域の生活空間を形成する「こどもまんなかまちづくり」を加速化し、地域住民の理解を得た上で、こどもの遊び場とそのアクセスの確保や親同士・地域住民との交流機会を生み出す空間の創出などの取組を推進する。子育てにやさしい住まいの拡充を目指し、住宅支援を強化する。(P16)
- こどもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保することが全てのこどもが健やかに育つための大前提であるとの認識の下、有害環境対策、防犯・交通安全対策、製品事故防止、防災対策等を進める。(P23)

現状

〈まちづくり〉

- 交通の利便性が高く、大阪・神戸といった大都市に近く、市内にも多くの働く企業が立地しているため、働きながら、子育てもしっかりできるまちです。また、地価が近隣市と比べて手ごろであるため、利便性と地価のバランスが非常によいです。

- 駅前の再開発などが進み、まちの景色が変わりつつあり、まちのイメージが向上しています。

〈防犯・マナー向上〉

- 安全で安心して暮らせるまちを実現するため、警察や防犯協会等と連携した防犯意識の普及・啓発の実施、防犯カメラ設置・更新に係る助成、自転車盗難防止に関する取組等を行っています。
- 望まない受動喫煙と、身体や財産への被害の防止するため、令和7年(2025年)3月末までに市内13駅の駅周辺における路上喫煙禁止区域の指定をめざしています。また、令和7年(2025年)4月から路上喫煙禁止区域内において条例に違反して、路上喫煙する者を現認すれば、その場で過料処分を行う条例改正を行いました。

課題

〈まちづくり〉

- 改善傾向にはありますが、ファミリー世帯の転出傾向は継続しており、さらなる取組を進めていく必要があります。
- 单身向けの賃貸住宅が多いなど、子育て世帯が住むような広さの住宅が不足しています。

〈防犯・マナー向上〉

- 自転車盗難件数は、依然として多いことから、さらなる対策が必要です。
- 市内13駅の駅周辺に指定した路上喫煙禁止区域の範囲や規制内容をお知らせする看板等の設置が不足しており、その結果、路上喫煙禁止区域における規制内容の周知が不十分な状況です。



あまがさき子ども・子育てアクションプラン

「働く」も「子育て」もしやすいまちをめざし、令和8年度(2026年度)までの本市の構想を示した「あまがさき子ども・子育てアクションプラン」を策定し、取組を進めています。



今後の取組

(R7年度～R11年度)

〈まちづくり〉

公有地を活用し、子育て世帯に選ばれる住宅地を誘導します。



県外から市内の賃貸住宅への住み替えを支援します。

市営住宅において、子育て世帯の入居を支援します。



指定区域内における子育て世帯の住宅取得及び、子育て支援施設の開設を支援します。



こども・子育て支援機能強化に係る施設整備や子育て関連施設の環境改善を実施します。(環境改善を実施する具体的な施設名称等は別表のとおりです。)

これからのまちづくりについて、まちの体質転換を図り、こどもや子育て当事者が安心・快適に日常生活を送ることができるよう、次のような公共空間の再整備を実施します。



〈防犯・マナー向上〉

防犯に関する啓発、パトロールを実施するとともに、自転車盗難等の対策として、より防犯カメラを活用した対策を実施に向け効果検証をしていきます。

路上喫煙禁止区域内において、望まない受動喫煙と身体や財産への被害の防止策を強化するための対面指導を行う体制を整え、喫煙ルールと喫煙マナーの向上をめざしていきます。



目指す数値

イメージが良くなったと回答した市民の割合 → 〇〇%



子育てと仕事の 調和の実現に向けた環境づくり

- 1 保育施設等や児童ホームの
適正な保育の量の供給及び質の向上
- 2 保育士の確保・定着化
の取組
- 3 障害児、医療的ケア児への支援及び
要支援家庭のこどもへの対応
- 4 子育て家庭の負担軽減

こども大綱では？

子育て当事者が、経済的な不安や孤立感を抱いたり、仕事との両立に悩んだりすることなく、また、過度な使命感や負担を抱くことなく、健康で、自己肯定感とゆとりを持って、こどもに向き合えるように取り組む。子育て当事者を社会全体で切れ目なく支えていくことは、こどもと子育て当事者の幸せにとって欠かせない。同時に若い世代にとって、子育てへの安心感や見通しを持つことにつながる。(P11)

▼現状

- 保育施設や児童ホームの新規開設などによる定員増や保育士・放課後児童支援員等の確保・定着化による受入児童数の増など、待機児童の解消に向けて取組を進めています。
- 不適切保育についての相談窓口を設置し、事案の対応に努めています。
- インクルーシブ保育の推進のため、医療的ケア児の受入施設の拡充などが必要です。
- 第4次民間移管計画で予定していた公立保育所の民間移管はすべて完了しました。
- 公立保育所の長寿命化工事や、民間保育園の建替え・大規模改修に係る補助事業を行うなどして、既存施設の老朽化対策に努めています。

▼課題

- 近年の少子化傾向も踏まえ、将来的な保育や児童ホーム等のニーズを慎重に見極めながら待機児童対策に取り組んでいく必要があります。
- 全国的にみても、保育士等の不足が顕著化していることから、さらなる保育士等の確保・定着化に向けた取組が必要です。



- ▶ 保育環境の変化や保育ニーズの多様化、保育施設の老朽化等を踏まえ、公立保育所の今後のあり方について検討を行う必要があります。
- ▶ 医療的ケア児や支援が必要なこどもの保育等のニーズに対応していけるよう、受入施設の拡充や障害児保育等の推進につながる支援を行う必要があります。
- ▶ 令和8年度(2026年度)から本格実施が義務化されている「こども誰でも通園制度」の実施に向けて、提供体制の確保などの取組が必要です。

○ 学校や幼稚園・保育所などでの諸手続きが煩雑であり、保護者の負担軽減のための効率化が必要です。

今後の取組

(R7年度～R11年度)

「こども誰でも通園制度」の利用ニーズに対応できるよう提供体制を確保することで、すべてのこどもの健やかな成長に寄与するとともに、子育てに不安を抱える保護者の支援を行っていきます。

公立保育所の今後の基本的方向について、学識経験者、関係機関や保育施設利用者の意見を丁寧に聞き取りながら、再整理を着実に進め、本市の子育て環境の充実と民間保育施設を含めた**本市全体の保育の向上**を目指します。

市内や近隣在住の保育士への求人活動の強化及び潜在保育士の再就職支援等、様々な取組の中で保育士の仕事の魅力発信や保育士の離職防止対策などを行い、**保育士の確保・定着**に努めます。

適切な保育や放課後児童育成が行われるよう、専門研修を充実させるとともに、質の向上のための巡回支援を実施していきます。

インクルーシブ保育を更に充実させ、医療的ケア児や障害児の受け入れに向けた取組を進めていきます。



保育施設や児童ホームにおける**待機児童の解消**を図ります。

公立児童ホームにおいて、さらなる放課後児童支援員等の確保・定着化や、保護者ニーズを踏まえた待機児童対策及び質の向上に取り組んでいきます。

夏休み等の学校休業期間中の児童ホーム等への昼食配送等、**児童ホーム等の利用者の利便性向上**を図ります。



保育所、幼稚園、学校での諸手続きのオンライン化を推進します。

学校における学校諸費や給食費の徴収等について、**保護者の利便性向上に向けた取組**を推進します。

目指す
数値

保育施設や児童ホームにおける令和8年度までの
待機児童解消

→ 0人

児童ホーム・こどもクラブICT化の推進

児童ホームやこどもクラブにおいては、保護者の子育てにかかる時間的負担の軽減や職員の業務効率化等を図るため、ICT化の推進に取り組んでいます。令和6年度(2024年度)からは、公立児童ホームに入退室管理等システムを導入し、児童ホーム及びこどもクラブにおける通信環境(Wi-Fi)の整備を行っています。



③ こどもの貧困解消に向けた取組

こども大綱では？

- こどもの現在と将来が生まれ育った環境によって左右されることがないように貧困を解消し、貧困の連鎖を断ち切る必要がある。地域や社会全体で課題を解決するという認識の下、教育の支援、生活の安定に資するための支援、保護者の就労の支援、経済的支援を進める。(P18)
- ひとり親家庭が抱える様々な課題や個別ニーズに対応するため、児童扶養手当等による経済的支援のほか、各家庭の親子それぞれの状況に応じて、生活支援、子育て支援、就労支援等が適切に行われるよう取り組む。また、こどもに届く生活・学習支援を進める。(P34)

▼現状

- 貧困によってこどもの現在と将来が閉ざされることがないように、こどもの将来の自立を後押しするため、生活保護世帯を含む生活困窮世帯のこどもとその保護者を対象に、学習支援や生活習慣・育成環境の改善に関する助言、進学や就労といった進路選択に関する情報提供など包括的な支援を実施しています。
- 一般的に保護者の所得など家庭の状況がこどもの学力や体験の機会に影響を与えるなど、教育における格差の問題が指摘されています。

▼課題

- こども・若者の貧困は、経済的な面だけではなく、心身の健康や衣食住、進学機会や学習意欲、前向きに生きる気持ちを含め、こどもの権利利益を侵害するとともに、社会的孤立にもつながる深刻な課題であることから、貧困の連鎖を断ち切る必要があります。
- 貧困の状況にあるこども・若者や子育て当事者が社会的孤立に陥ることがないように、親の妊娠・出産期からの相談支援の充実や居場所づくりなど、生活の安定に資するための支援を進める必要があります。
- こども・若者の貧困は、家庭の自己責任ではなく、社会全体で受け止めて取り組むべき課題であるという認識のもと、国、地方公共団体、民間の企業・団体等の連携・協働により、こども・若者の貧困に対する社会の理解を促進する必要があります。

今後の取組

(R7年度～R11年度)

生活保護世帯や生活困窮世帯のこども・若者が、経済的困窮状態におちいることがないように、小学4年生から中学3年生に対して、市内4か所で地域にこどもの居場所を確保し、**生活困窮者学習支援事業**を実施します。



生活保護受給者の中には学力だけではなく、養育環境に課題があることから、奨学金の案内や入試方法の説明等の養育者への支援を担当ケースワーカーや関係機関と連携して支援します。



高校に進学した生活保護受給世帯の若者が、中退せずに卒業できるよう支援します。



子育て世帯を含めた経済的に困窮する世帯の生活の安定に資するための支援として、生活困窮者自立支援法に基づく**相談窓口(しごと・くらしサポートセンター)**を設置し、生活保護に至る前の段階で、自立に向け、各種支援を実施します。

母子家庭又は父子家庭に対し専門員による、生活の安定、自立のための相談や、就業を効果的に促進するため資格取得をサポートする給付金制度を実施します。



母子家庭や父子家庭で、就学や就業等のために資金の貸付を実施します。

離婚などによりこどもと離れて暮らすことになった親が、自分たちだけでこどもとの親子交流を行うことが難しい場合に、親子の交流を支援する事業を実施します。



④ 障害を抱えるこども・家庭への支援



こども大綱では？

- こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、障害のあるこども・若者、発達に特性のあるこども・若者の地域社会への参加・包容（インクルージョン）を推進し、それぞれのこども・若者の置かれた環境やライフステージに応じて、一般の子育て支援との連続の中で、その発達や将来の自立、社会参加を支援する。（P19・20）
- 障害や発達の特性を早期に発見・把握し、適切な支援・サービスにつなげていくとともに、乳幼児期・学童期・思春期の支援から一般就労や障害者施策への円滑な接続・移行に向けた準備を、保健、医療、福祉、保育、教育、労働など関係者の連携の下で早い段階から行っていく。（P20）
- 特別支援教育については、障害のあるこどもと障害のないこどもが可能な限りともに安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人一人の教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を一層進める。（P20）

▼現状

- 児童発達支援や放課後等デイサービスなどの通所サービスの確保や、児童発達支援センター等において、保護者や地域の支援機関への療育指導や各種支援、発達相談等を行っています。
- 多様なニーズに対応できる保育サービスが提供できるよう、保育施設において職員への専門研修や保育内容の充実に取り組んでいます。
- 「インクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育のあり方について（基本方針）」（あまっ子方針）を策定し、特別な支援を必要とする児童生徒に対し、支援体制の充実を図るなど各種施策を進めています。
- 「尼崎市立学校園における医療的ケア実施体制ガイドライン」及び「尼崎市保育所における医療的ケア実施ガイドライン」に基づき、医療的ケアの必要な幼児児童生徒の心身の状況に応じた適切な支援を行っています。
- 訪問看護ステーションと看護業務に係る協定を締結したことにより、医療的ケアの実施体制を整備しました。
- 令和3年度（2021年度）から、すべての市立幼稚園に「教育支援員」を配置、令和5年度（2023年度）からすべての小・中学校（夜間中学校を除く）に「特別支援教育支援員」を1名ずつ配置しました。
- 生活介助が必要な児童生徒が多数在籍する小・中・高等学校に、生活介助員を配置し、教室・学校からの飛び出し、異食・更衣・排泄・移動等の未確立といった生活上の困難を改善し、児童生徒の安全を確保するとともに、通常の学級及び特別支援学級の学習を円滑に行うことができるよう支援しました。
- 特別支援学校や特別支援学級の在籍児童数の増加に伴い、全幼稚園、小・中学校に必要な数の特別支援（特設）学級を設置するほか、小・中学校においては、教育支援員、特別支援学級生活介助員、特別支援ボランティアによる計画的なサポートを実施しています。

▼課題

- 特別な支援を必要とする幼児児童生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導支援を行うため、早期からの相談支援の推進や学校園における合理的配慮の提供、教職員の専門性の向上、保護者・学校・関係機関との連携等による切れ目のない一貫した支援の充実を図っていく必要があります。
- 特別な支援が必要なこどもや医療的ケア児の保育や放課後児童育成のニーズに対応していけるよう、受入施設の拡充や障害児保育等の推進につながる支援を行う必要があります。
- 特別な支援が必要なこどもが増加しているため、就学前施設においても、特別な支援が必要なこどもを受け入れるための環境を整備する必要があります。

インクルーシブ保育をさらに充実できるよう、障害児や医療的ケア児の受け入れに向けた取組を進めます。

基幹相談支援センターに配置する「**医療的ケア児等コーディネーター**」を中心に、医療的ケアが必要なこどもの状況把握と地域の医療機関や学校園との支援連携などに取り組めます。

今後の取組

（R7年度～R11年度）

支援体制の充実と教員の専門性の向上のために、階層別、経験年数別研修を実施します。



教育上特別な支援を必要とする幼児児童生徒の増加や支援の多様化に対応できるよう、特別支援教育支援員を大規模校に複数名配置することや、生活介助員等の増員を図ります。

バリアフリー法の趣旨を踏まえた基礎的環境整備に向けて、エレベーターの設置など学校施設の整備についても優先順位をつけて計画的に進め、ソフト・ハードの両面で取組を推進します。

市立の児童発達支援センター「**たじかの園**」を中心に、地域の障害児通所支援事業所への助言や援助などに取り組めます。また、これら事業所のネットワークづくりや保健・こども・教育など各機関との連携を進めていくことで、障害のあるこどもの療育環境の充実につなげます。



こども基本法に加え、障害者の権利に関する条約の理念を踏まえ、支援が必要な幼児児童生徒が、就学前から在学中、卒業後も切れ目なく一貫した支援を受けられるよう、特別支援学校を核とした教育・保健・医療・福祉等の関係機関とのネットワークを形成します。

私立幼稚園等において特別な支援が必要なこどもの受け入れを推進するための補助金を創設します。

市立幼稚園において、特別な支援が必要なこどもの受け入れを拡充するとともに、就園検討会議の意見を踏まえ入園や職員配置を判断します。



⑤ こどもの人権擁護とさまざまな困難を抱えるこどもの理解と支援



こども大綱では？

- 本来おとなが担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っているこども、いわゆるヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出てしまうなど、個人の権利に重大な侵害が生じているにもかかわらず、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、顕在化しづらいことから、福祉、介護、医療、教育等の関係者が情報共有・連携して、早期発見・把握し、こどもの意向に寄り添いながら、必要な支援につなげていく。(P22)
- いじめは、こどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、社会総がかりでいじめ問題に取り組む。(P29)
- 体罰はいかなる場合も許されるものではなく、学校教育法で禁止されている。(P30)

▼現状

- いじめの防止等に関する関係機関、団体の連携の推進及びいじめ問題に関する情報共有・意見交換を図るため、尼崎市いじめ問題対策連絡協議会を設置しています。
- 尼崎市子どものための権利擁護委員会では、いじめや体罰等のこどもの人権侵害に関する救済申立や相談を受け付け、解決に向けた調査等を行い、こどもの人権を保障する活動を行っています。
- こどもアドボカシー活動(こどもの声をしっかり聴き、こどもの意見表明を支援する活動)の普及啓発に努めています。
- ヤングケアラーに対して、訪問支援員の派遣、当事者同士で交流できるイベントの充実のほか、早期発見・支援につなげるため、教員向け資料を作成し、市立小・中・高校に配布しています。

▼課題

- いじめの問題は、地域社会全体で連携して対応していくものとする「尼崎市いじめ防止基本方針」の基本理念を浸透させ、関係機関及び団体等において、共通理解を深める必要があります。
- 尼崎市子どものための権利擁護委員会では、相談件数は増加していますが、こどもに十分知られているとは言えません。また、こども本人からの相談が少ないため、こどもを対象にした当委員会の周知のほか、児童の権利条約等に関する啓発や意見表明の機会を提供していく必要があります。
- 家庭環境上支援を必要とするヤングケアラーは、こども本人や家族に自覚がない場合もあり、自ら声をあげるケースが少なく、発見・相談・支援につなげることが難しい状況です。

尼崎市子どものための権利擁護委員会

いやなことをされた、暴力を受けた、大切な人と離ればなれにされたなど、権利が傷つけられたと感じたときの相談先です。対象は、市内に在住・在勤・市内のこども施設に在籍するおおむね18歳までのこどもで、相談は無料です。(保護者などからの相談も受け付けます)



電話 0120-968-622
平日・土曜:午前10時～午後6時

直接窓口 尼崎市若王寺2丁目18番5号
あまがさき・ひと咲きプラザ アマバラリ2階
平日・土曜:午前10時～午後6時

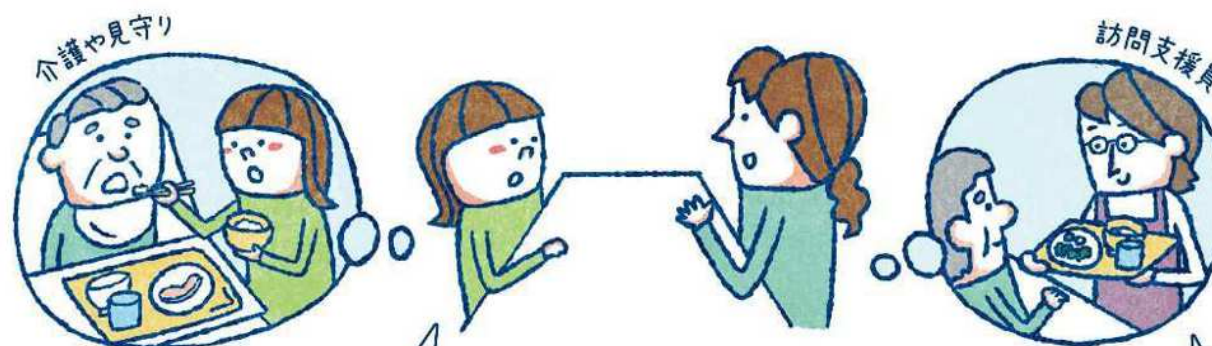
尼崎市子どものための権利擁護委員会 ※秘密は絶対に守ります。



今後の取組

(R7年度～R11年度)

尼崎市子どものための権利擁護委員会の活動として、こどもの意見表明を支援する「言うてえねん会議」の開催を今後も継続します。また、こどもを対象とした児童の権利条約等に関する啓発等を行います。



ヤングケアラーピアサポート事業では、ヤングケアラー当事者を対象に、当事者同士でゆっくりご飯を食べながら話したり、楽しいプログラムをしながら、ゆるくつながっていきけるようなイベントを行います。

ヤングケアラー支援のため、支援が必要な家庭に訪問支援員を派遣し、**こどもの家事負担の軽減**する事業を実施します。

ヤングケアラーって？ (小見出し 仮)

ヤングケアラーとは、家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められるこども・若者です。



障害や病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている。



家族に代わり、の世話をしている。

解像度の良い画像に差し替え



とない家族の見守りなどの気づかいをしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



日本語が第一言語でない家族や障害のある家族のために通訳をしている。



家計を支えるために労働をして、障害や病気のある家族を助けている。



アルコール・薬物・ギャンブル問題を抱える家族に対応している。



がん・難病・精神疾患など慢性的な病気の家族の看病をしている。



障害や病気のある家族の身の回りの世話をしている。

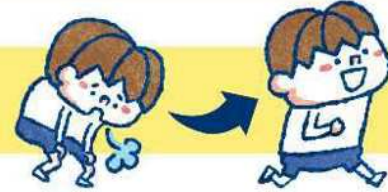


障害や病気のある家族の入浴やトイレの介助をしている。



こどもたちの生きる力をはぐくむ環境づくり

① 学ぶ力と健やかな体の育成



こども大綱では？

- ① 学習機会と学力の保障、② 社会の形成者としての全人的な発達・成長の保障、③ 安全・安心な居場所・セーフティネットとしての身体的、精神的な健康の保障の3つを学校教育の本質的な役割として継承しつつ、こども・若者、保護者、教育現場、地方公共団体（教育委員会及び首長部局）などのステークホルダーからの意見聴取や対話を行い、施策に反映していきながら、取組を着実に進めていく。（P27）
- 幼保小の関係者が連携し、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い幼児教育・保育を保障しながら、幼児教育・保育と小学校教育の円滑な接続の改善を図る。（P26）
- 学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全に安心して過ごしながら、他者と関わりながら育つ、こどもにとって大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、また、格差を縮小し、社会的包摂を実現する観点から、公教育を再生させ、学校生活を更に充実したものとする。（P26）

▼ 現状

〈就学前教育〉

- 市立幼稚園の園児数は大幅に減少しているのに対し、保育需要の増加による待機児童の解消が喫緊の課題となっています。また、近年における幼児教育を巡る国の政策は大きな動きをみせており、これらの状況に対応するため、官民幼保の就学前教育施設における教育内容等の充実策や連携方法、今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果・効率的な運営体制等について、その方向性や取組等を示す「尼崎市就学前教育ビジョン」を令和6年（2024年）2月に策定しました。

〈学力の向上〉

- あまっ子ステップ・アップ調査を毎年実施し、自校の成果や課題を分析しています。全学年において、学力低位層が減少しており、基礎学力の定着に一定の成果がみられました。
- 各校の実情に応じた帯学習、放課後学習を実施し、基礎学力の定着を図りました。
- すべての小・中・高・特別支援学校に授業にかかる補助をする外国人外国語指導助手（ALT）を派遣・配置するとともに外国語活動指導補助員（JTE）を派遣・配置しました。

〈体力向上〉

- 毎年度「あまっ子体力向上プラン」を策定し、児童生徒の体力・運動能力向上の取組の紹介や新体力テストの結果などを掲載するとともに、運動能力向上のためのリズムジャンプの紹介等を行いました。また、各校の体力テストの結果や運動事例、家庭でも取り組むことができるなわとびカードの配布を行いました。

▼ 課題

- 特別な支援が必要なこどもの入園割合は増加傾向のため、特別支援教育のあり方についても検討が必要な状況にあります。
- 学力の向上に向けては、これまでの取組に一定の成果がみられる中、これからは基礎学力を活用し、探究及び発展的な学びにも注力することが重要です。今後も、ALTやJTEを効果的に配置するなどの学校指導体制の充実が必要です。
- 小・中学校において、新体力テストの結果が兵庫県の平均を下回っています。

今後の取組

（R7年度～R11年度）

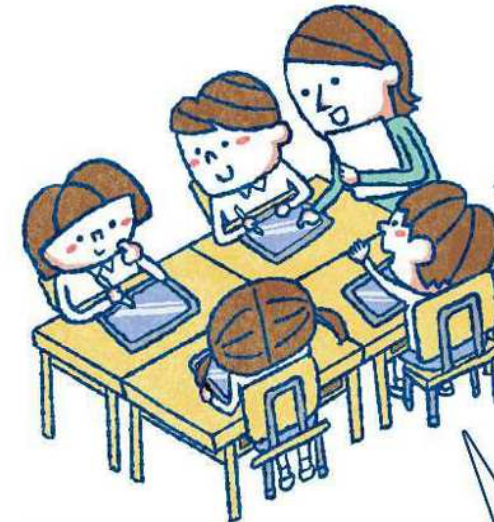
〈就学前教育〉

「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、本市がめざす就学前教育の取組として3つの柱（①就学前教育の質の向上、②インクルーシブ教育の推進、③幼稚園・保育所と小学校の円滑な接続）を推進する中で、市立の幼稚園・保育所、私立の幼稚園・保育園、認定こども園等の関係者、学校関係者、保護者や地域の人々と共に、就学前教育内容の充実を図り、**こどもたちの「後伸びする力」「生きる力」を育みます。**

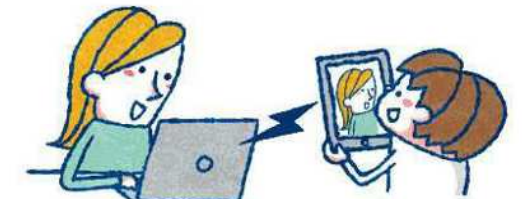


〈学力の向上〉

授業づくりハンドブックの活用による**「主体的・対話的で深い学び」の実現**に向け、児童生徒同士の学び合い、多様な他者とともに問題の発見や解決に挑む授業展開など、協働的な学びの実現を図ります。



ICTを活用した学習のデジタル化を積極的かつ効果的に促進し、学習の状況を把握して自ら見通しを立てたり、新たな学習方法を見いだしたり、自ら学び直しや発展的な学習を行うなど、**個別最適な学びの実現**を図ります。



一人一台貸与されているタブレット端末を活用し、外国にいる外国人講師とオンラインでつないだ授業を行うなど、言語活動の活発化と学習の成果を活かす機会の充実を着実に進めます。

〈体力向上〉

休み時間や放課後に取り組める運動例の配布を継続し、**普段の生活において児童生徒が運動に親しむ習慣づくり**に取り組み、基礎体力の底上げを図ります。



目指す
数値

全国学力・学習状況調査における平均正答率

→ 全国平均以上

新体力テストの合計点

→ 小学生 53pt 以上
中学生 44pt 以上

② 個の尊厳や人権が尊重され、ひとりひとりが自分らしく生きることができる教育の推進



こども大綱では？

- いじめ防止対策推進法に基づいた対応の徹底を図るとともに、道徳科や学級・ホームルーム活動等におけるこども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進など、いじめ防止対策を強化する。(P29)
- 不登校はどのこどもにも起こり得るものであり、不登校というだけで問題行動であると受け取られることのないように配慮する(略)全てのこどもが教育を受ける機会を確保できるよう、学校内外の教育支援センターの設置促進・機能強化を図り、学びの多様化学校(いわゆる不登校特例校)を全都道府県・政令指定都市に設置する(P29・30)
- スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーなどの専門家にいつでも相談できる環境の整備、ICT等を活用した学習支援、NPOやフリースクール等との連携など、不登校のこどもへの支援体制を整備し、アウトリーチを強化する。(P30)

▼現状

〈多様な学び〉

- 学校等の教育現場を基盤として関係機関と連携し、児童生徒の思いに寄り添って福祉的援助活動を行うスクールソーシャルワーカーの増員を進めています。
- 本市の不登校児童生徒数の出現率は全国を上回る状況にある中、学校以外の学びの場の保障のため、市内3か所に教育支援室(ほっとすてっぷ)を設置し、通級ができない場合はオンラインによる教育相談や学習支援を実施しています。
- 誰一人取り残されない学びの保障に向けた不登校対策・支援の一つとして、柔軟な教育カリキュラムの編成などが可能な『学びの多様化学校』の設置に向けた検討を進め、また、不登校の児童生徒がフリースクール等を利用する場合の経済的な負担軽減を目的とした補助制度を実施しています。

〈日本語支援を必要とする幼児児童生徒への支援〉

- 日本語指導を必要とし、言語の障壁による心のケアを必要とする幼児児童生徒が在籍する学校・園に、母語を理解できる多文化共生支援員を派遣し、ひらがな・カタカナの読み書きや簡単な日常会話ができるよう支援しています。

〈いじめ防止〉

- 小・中・高等学校において専門的知識を有する支援員による出前授業を実施し、ネットいじめの防止に向け、SNSをはじめとする情報モラルの向上を図っています。
- 中・高等学校において、いじめ防止に向けて匿名報告アプリ「STAND BY」を導入するほか、小・中・高等学校を対象に学期に1度のいじめに関する市内統一アンケートを実施し、いじめの早期発見に向けて取り組んでいます。

▼課題

- 〇児童生徒のスマホ所持率の増加とともに、スマホを介したトラブルやネットいじめが増加傾向にあることから、児童生徒自身がスマホやタブレットの取扱いに関して主体的にルールを考え、事案を未然に防ぐことが必要です。

〈多様な学び〉

学校内の多様性を尊重する風土の醸成をめざすとともに、大学生や社会人のボランティアを学校に派遣し、**校内サポートルーム・エリア**の設置・充実を図ります。

今後の取組

(R7年度～R11年度)



困難な状況にある児童生徒の支援を行うため、**スクールソーシャルワーカーの拡充**を進めます。

経済的負担の大きいフリースクール等の利用者に対して負担の軽減を図ることを目的とした補助を実施します。

「尼崎市における学びの多様化学校設置基本方針」に基づき、令和8年(2026年)4月の開校に向け、学校施設の整備や教育課程の編成、教員への研修、教職員の配置など準備を進めます。個々のニーズに応じた受け皿としての役割に加え、「**学びの多様化**」を推進していくための「フラッグシップ」の役割を担います。

〈日本語支援を必要とする幼児児童生徒への支援〉

心理面のサポートだけではなく、**言語面のサポート**を拡充するためAI通訳機器等の積極的な活用を進め学習をサポートします。



様々な国からの来日者の増加が想定されることから、外国人の幼児児童生徒の心の安定や生活適応、学習支援を円滑に行うため、母語を話すことのできる支援員等を活用し、**学校園生活への早期適応**に引き続き努めます。

児童生徒の長所を活かし、可能性を十分に発揮できるよう、進路実現など、将来を見据えた体系的・継続的な指導や支援を行います。

〈いじめ防止〉

「いじめは人権侵害であり、人として決して許される行為ではない」という基本理念のもと、学校生活のあらゆる場面において、それぞれの違いを認め合う仲間づくりを推進し、道徳科や特別活動、体験学習などを通じて**いじめの未然防止**等の取組を継続します。



児童生徒がいじめの問題を自分のこととして捉え、考え、議論することにより、いじめに対して**正面から向き合うことができるような実践的な取組**を充実させます。



児童生徒自身が、傍観者ではなく仲裁者として問題を解決していこうとする主体的な集団づくりに努め、**いじめを許さない学級・学校づくり**の取組を進めます。

スクールロイヤーを設置し、第三者的立場または学校や教育委員会の立場として、こどもの最善の利益のため、法的根拠をもって、学校への指導助言や直接保護者等とやり取りをし、**速やかな問題解決**につなげていきます。

『**目指す数値**』
母語支援を必要とする幼児児童生徒への支援員の派遣率 → 〇%
いじめは、どんな理由があってもいけないことだと思ふと答えた児童生徒の割合 → 〇%』

③ こども・若者の活動を支援



こども大綱では？

こどもや若者が主体となって活動しているこども会議、若者会議、ユースカウンシルなどは、こどもや若者の社会参画の機会の一つであり、これらの活動がより充実するよう、連携を強化するとともに、好事例の展開等を進める。(P37)

▼現状

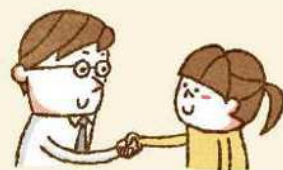
- ユースワークの視点に立ったこども・若者の居場所として、ユース交流センターを設置・運営しています。ユース交流センターには、青少年への支援を行う「ユースワーカー」が在籍しており、若者の“やりたい”を支援したり、こども・若者の様々な相談に乗ったりしています。
- ユース交流センターの取組が全市展開されるよう、各地域課と連携をしながらサテライト事業を実施しています。
- ユース交流センターにおいて、若者が主体となり、日々感じている違和感や希望を表明し、課題やその解決策を市に提案するユースカウンシル事業を実施しています。
- ユース世代の活動やこども・若者の支援に取り組む団体の活動などを支援する補助制度である「子ども・若者応援基金活用事業補助金」を創設しました。また、補助事業の審査を行う付属機関に、若者委員3名を加え、その意見を聴いて補助事業の選定をしています。

▼課題

- ユース交流センターは市域の北東部に位置しており、また公共交通機関の利便性もそれほど良くないことから、利用者は近隣の青少年が中心となっています。
- ユースカウンシル事業においては、参加メンバーの人数が限定的であり、全市的にこども・若者が参画する機会が十分ではありません。
- 補助事業では、ユース世代からの申請数が限定的で、ユース世代やこども・若者支援団体に事業周知を図る必要があります。

子ども・若者応援補助金

尼崎市では、子ども・若者応援基金を活用した補助事業を募集しています。若者や若者を応援したい皆さんの“やってみたい!”を全力で応援しています。



ユース活動支援コース	若者個人や若者グループが企画し、若者自身が「やってみたい」、「気になっている」、「困っている」ことで、取り組んでみたい活動を補助対象とします。
子ども・若者育成支援コース	子ども・若者の育成支援に取り組む団体やグループの活動を補助対象とします。(ユースワークの推進や子ども・若者の健全育成に資する活動など)
パイロット事業コース	子ども・若者の今日的な課題に関して、その解決に向けた先駆的・試行的な活動を補助対象とします。なお、同一事業への補助期間は、原則として3年を限度とします。

※若者… 概ね中学生から30歳未満の人を指します。 ※子ども… 乳幼児期から思春期(おおむね18歳まで)の人を指します。

今後の取組

(R7年度～R11年度)

ユース交流センターにおいて、**こども・若者が自分のやりたいことに向かって活動できるような居場所づくり**を、引き続き行っています。

補助事業においてはさらにこども・若者が補助金を活用しやすいよう制度改善を図ります。



こども・若者に対するユースワークの取組が市内で広がるよう、実践的な講座を実施していきます。

ユース交流センターの取組が全市で展開されるよう、各地域課と連携しながら、各地域における**ユースワーカーの養成**を図ります。

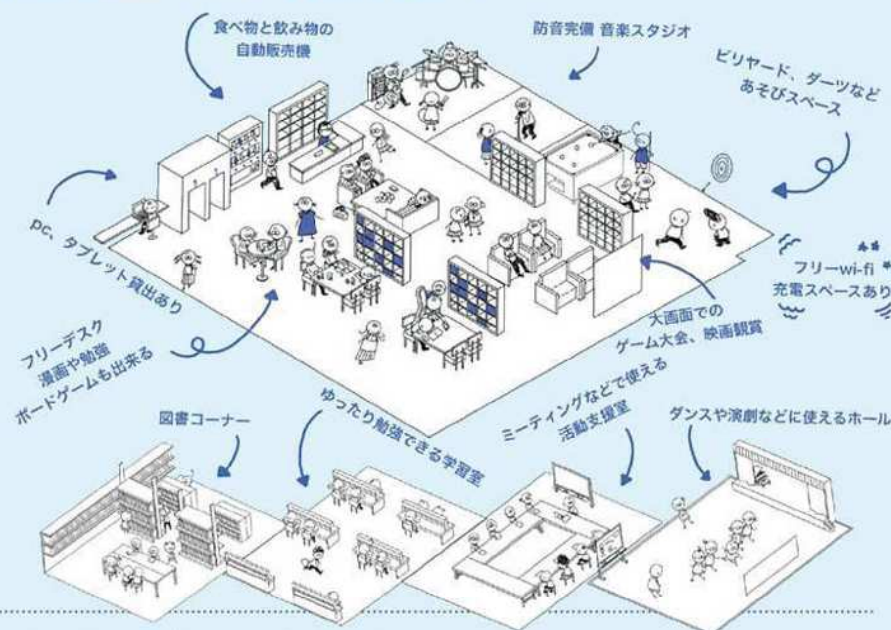
ユースカウンシル事業の充実を図りつつ、オンラインでより気軽に意見表明ができるコドモワカモノボイスアクションの取組を進め、全市的に**こども・若者のまちづくりへの参画**を促していきます。



やりだいをやる。 尼崎市立ユース交流センター

“やりたいをやる”

尼崎市立ユース交流センターは中高生の新しい挑戦を待っています。みんなでわいわいゲームをしたり、大画面で映画をみたり、バンドやダンスの練習をしたり、しずかに学習をすることも、好きな本を借りることもできます。家でも学校でも塾でもない、新しい自分だけの自由な過ごし方をしてみませんか？



尼崎市若王寺2丁目18番4号 あまがさき・ひと咲きプラザ内
【開館日】火～土曜：午前9時～午後9時／日曜・祝日・振替休日：午前9時～午後5時
【休館日】月曜(祝日の場合は開館)・年末年始



こども施策を推進するために 必要な事項

1. こども・若者の社会参画・意見反映

「コドモワカモノボイスアクション」の着実な実施

こども・若者が気軽に意見表明ができるオンラインプラットフォームをはじめ、対面でのワークショップやアンケートなど、テーマに応じた多様な手法を組み合わせながら、本市が実施するこども・若者に関する施策に対し、こども・若者の意見を聴きながら取り組みます。また、その際、こども・若者が意見表明しやすいように支援するほか、意見についてわかりやすくフィードバックを行います。

こうした、取組について広く発信し、こども・若者の意見を聴くことの大切についての理解を広げていきます。

若者が主体となった 活動・意見表明の取組

本市では、社会課題の解決に自ら声を上げて、若者が主体となって活動するユースカウンスル(若者会議)の取り組みを実施しています。これらの活動を行う若者の団体「Up to you!」と年に一回、市長や教育長、市職員に対し直接プレゼンテーションし、ディスカッションをする政策提言の場を設け、若者の意見を直接、政策へ反映させるようにしています。



2. こども施策におけるEBPMの取組

外部の研究者を迎えた「学びと育ち研究所」を活用し、こども一人ひとりの状況に応じ、学力、豊かな人間性、生活習慣など、実社会を主体的に生きていくために必要な力を伸ばしていくことを目的に、多様な実践、中長期的な効果測定を通じた科学的根拠(エビデンス)に基づく先進研究を行っています。

なお、本市が提供するデータについては、個々人を判定することができないよう個人情報にあたる部分を削除、もしくは記号等に変換するなどしています。また、データの取扱いについては厳しく制限等を行っており、データを他の研究等に転用することを禁じるなど必要な対策を行っています。

学びと育ち研究所の研究報告はこちらから▶



3. こどもデータ連携実証事業の実施

個々のこどもや家庭の状況や利用している支援等に関する教育・保健・福祉などの情報・データを分野を超えて連携させることを通じて、個人情報の適正な取扱いを確保しながら、潜在的に支援が必要なこども・若者や家庭を早期に把握し、プッシュ型・アウトリーチ型支援につなげるよう取り組みます。

これまでの取組みと今後の方向性

虐待等の 早期発見・早期支援に向けた取組み

福祉系システムと教育系システムを連携した上で、これまでの知見を活かして虐待リスクが高い傾向があると見込まれるこどもを多面的に分析できる新統合システムを開発しました。

今後は、システムの判定結果の精度等の顕彰を進めるとともに、児童ケースワーカーやスクールソーシャル ワーカー等によるプッシュ型支援(見守り支援の強化、支援方針の見直し等)を行うことで虐待等の 早期発見・早期支援につなげます。

発達障害の早期発見・早期支援に向けた取組み

就学時健診の結果から支援を必要とする可能性のある児童の情報を在籍園から収集することにより、要支援児童の早期発見とともに小学校入学前から入学以降の一貫した具体的な配慮や相談支援を展開し、対象児の転校や中学校、高等学校等への円滑な支援の引継ぎをも可能としています。

今後も切れ目のない支援を実現し(縦の連携)、さらに、保健・福祉との連携による個別支援や支援者支援に活用し、発達障害の早期発見・早期支援に向けた教育・保健・福祉が連携した支援を可能とする体制構築を行う(横の連携)ことで、インクルーシブ教育システム構築に向けた取組をさらに推進していきます。

3 すべての子どもが健やかに育つ環境づくり

①保健・福祉・医療などの連携によるこどもや家庭への総合的な支援

②いくしあと一体的な児童相談所の設置・運営

こども相談支援課

児童相談所設置準備担当

【こども大綱では？】

・虐待相談対応件数の増加など、子育てに困難を抱える世帯がこれまで以上に顕在化してきている状況等を踏まえ、子育てに困難を抱える世帯に対する包括的な支援体制の強化を行う。(P20)

・こども家庭センターの設置や訪問家事支援等の家庭支援、こどもや親子の居場所支援の推進等を行うとともに、市町村の支援の中心となるこども家庭センターが、地域の保育所、学校などや支援の担い手である民間団体を含め、要保護児童対策地域協議会などの地域のネットワークと一体となって継続的に支え、虐待予防の取組を強化する。(P20) ・児童相談所が一時保護や措置を行う場合等においては、こどもの最善の利益を保障しつつ

こどもの意見又は意向を十分に勘案した判断を行うために、児童福祉法に基づく児童相談所等による意見聴取を適切に実施するとともに、こどもの意見表明やこどもの権利擁護を実現できる環境整備を積極的に推進する。(P21)

【現状(●)・課題(○)等】

●子どもの育ち支援センター「いくしあ」では、児童虐待、不登校、ひきこもり、ヤングケアラー、発達障害、生活に課題や困難を抱える子どもなどの社会的支援を必要とする子どもや家庭に寄り添い、保健・医療・福祉・教育などの分野を超えた総合的な支援を実施するとともに、虐待の予防や早期発見・対応に取り組んでいます。

●要保護児童対策地域協議会(要対協)による地域ネットワークの構築により、虐待の予防や対応に取り組むほか、子どもの支援に携わる市職員と民間事業者が相互理解のもと事例検討を行うなど、地域と協働して支援を行うためのネットワーク構築に向けて取り組んでいます。

●児童福祉法の改正に伴い、令和6年4月より「いくしあ」と南北保健福祉センターの3拠点でこども家庭センター機能を設置し、母子保健・児童福祉の一体的な相談支援を行っています。

●令和8年4月の児童相談所(児相)設置に向け、「いくしあ」との一体的かつ効果的な支援を行うための体制を目指し、組織運営のあり方の検討、人材確保・育成、関係機関等とのネットワーク強化、施設整備等の取組を進めています。

●兵庫県や尼崎地区里親会と共催で里親セミナーを開催するなど、里親制度の周知啓発に取

り組んでいます。

○要対協管理ケースが年々増加しており、複雑化・複合化する相談に対応するため、関係機関等との連携を深めながら支援する体制づくりが必要です。

○地域資源の開拓や、地域と協働で支援を実施する必要があります。

○児相の設置・運営にあたっては、児童福祉司や児童心理司、児童指導員等の専門職（スーパーバイザー含む）の確保・育成が喫緊の課題です。また、医師や弁護士、警察、学校連携コーディネーター（指導主事等）など、多職種の専門職を確保する必要があります。

【今後の取組(R7年度～R11 年度)】

・こども家庭センター機能を持つ「いくしあ」及び南北保健福祉センターの各拠点において、統括支援員を中心に、母子保健と児童福祉が連携し、切れ目のない支援を行っていきます。

・「いくしあ」では、引き続き保健・医療・福祉・教育などの横断的な支援を実施するとともに、「いくしあ」の予防的アプローチによる子どもとその家庭への継続的な支援をベースにしながら、令和 8 年度からは、児童相談所での緊急的・専門的な支援も実施します。また、関係機関や地域の支援団体とも連携しながら、親子関係の形成支援や居場所支援といった予防的な取組から、親子関係の修復や社会的養育経験者の自立支援の取組等を総合的に推進し、予防から自立までの一貫した支援を実施していきます。

・児童ケースワーカーやスクールソーシャルワーカー等によるプッシュ型支援（見守り支援の強化、支援方針の見直し等）を行うことで虐待等の早期発見・早期支援につなげていきます。

・子どもとその家庭にとって、より効率的・効果的な支援ができるよう、関係機関との相互理解に基づくネットワークを強化するとともに、ICT（Information and Communication Technology：情報通信技術）の活用も含めたオフィス環境の整備を行います。

・児相設置に合わせて一時保護所を整備し、児童の安全だけではなく児童が安心できる、また、在籍校への通学支援による学習保障など児童の権利が守られるような一時保護所を運営していきます。

・「里親支援センター」を設置し、里親のリクルートから里親等委託措置の解除後までの一貫した里親支援を行うことや、ケアリーバーへの効果的な支援について検討するなど、本市の社会的養育のあり方をまとめた「尼崎市社会的養育推進計画」を策定します。

・子どもファーストの児相を実現するために、子どもに関わるすべての職員が、子どもの意見を尊重する重要性を理解し、子どもが日常の生活の中で意見表明ができる仕組みや、その意見を子どもの支援につなげる仕組みを充実させていきます。

・児相に、医師や弁護士等の高度な専門知識を持つ職員を配置し、それぞれの専門性を生かした支援を行うほか、支援方針の決定に当たっても、多職種専門職による多角的な視点で検討を行うなど、子ども一人ひとりの状況に応じた支援を実現します。

・愛着の問題やトラウマ、性的な課題を抱える子どもへの対応については、医師や児童心理司を中心に子どもの精神的なケアを最優先に行うとともに、被害状況の聴取については、関係機関と十分に連携します。

・児相を適切に運営するためには、十分な人材配置と人材育成が重要となることから、様々な研修機会の確保、資格取得に向けた支援、仕事の悩みを抱える職員へのケア等に積極的に取り組んでいきます。

【コラム】

・「いくしあ」って、何？

子どもや子育てに関して課題や困難を抱える 0 歳からおおむね 18 歳までの子どもたちと子育て家庭に寄り添い、様々な関係機関が連携しながら、切れ目なく継続的に支援を行う総合施設です。「いくしあ」では、公認心理師や社会福祉士などの専門職が、電話や面接などにより、保護者や、こどもたちの悩みをお聞きして解決につながるよう一緒に考えていきます。不安や悩みを感じておられたら遠慮なくお電話ください。

子どもや子育てで困ったら

TEL.06-6430-9989

ひきこもりがちな青少年の相談は

TEL.06-6423-8560

連絡は匿名でも可能。秘密は守られます。

※所相談もできます。(予約不要)

尼崎市の子ども支援センター

いくしあ

月～金曜日
(祝日・年末年始を除く)
午前9時～午後5時30分

登校できない
ひきこもりがち

初めての
子育てが不安

よその子はできるけど、
うちの子はできない

友だちや学校の
悩みがある

家のこと
で悩みがある

イライラして
叩いてしまいそう

落ち着かない
集中できない

こたわりが
強い

・なぜ？尼崎市は児童相談所を設置するの？

児童虐待については県の児童相談所等他機関と連携し、支援を行ってきましたが、児童虐待相談対応件数は年々増加傾向であり、その内容も多様化、複雑化していることから、それらのケースに適切に対応するため、今以上に切れ目のない一貫した支援を行うことが喫緊の課題となっていました。そこで、尼崎市に児童相談所を設置し、児童虐待等の未然防止から措置等の緊急対応、自立までの継続的な関わりを1つの自治体を実施することで、「子どもファーストな視点に立った予防から自立まで一貫した支援の実現」を目指すことといたしました。

第3期子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域について

1 教育・保育提供区域とは

「市町村内において、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業※を提供する上で基礎となる区域」のことです。

【子ども・子育て支援法（第61条第2項）】

市町村子ども・子育て支援事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

- 一 市町村が、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定める区域（以下「教育・保育提供区域」という。）ごとの当該教育・保育提供区域における各年度の特定教育・保育施設に係る必要利用定員総数（第19条第1項各号に掲げる小学校就学前子どもの区分ごとの必要利用定員総数とする。）、特定地域型保育事業所（事業所内保育事業所における労働者等の監護する小学校就学前子どもに係る部分を除く。）に係る必要利用定員総数（同項第3号に掲げる小学校就学前子どもに係るものに限る。）その他の教育・保育の量の見込み並びに実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期

※ここでの「教育・保育事業」とは、認定こども園、幼稚園、保育所、小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育等のことを指します。

2 現行の教育・保育提供区域の検証

（1）現行6地区の教育・保育提供区域の検証

○現行の6区域において、居住者の施設利用率を算出すると、地区内での利用は、武庫地区が最も高く86.7%、次いで小田地区（85.6%）、最も低い大庄地区は64.4%と、全体では76.8%の方が地区内での事業利用となっていますが、大庄地区・立花地区・武庫地区・園田地区では、居住地区外（居住：大庄地区⇒施設所在：中央地区 など）の施設利用率が10%以上（最大16.8%）となっているところもあります。



(%)

全体		利用施設所在地区						
		中央	小田	大庄	立花	武庫	園田	市外
居住地区	中央	81.4	6.9	2.8	8.2	0.6	0.1	0.0
	小田	5.0	85.6	0.2	2.4	0.0	6.7	0.3
	大庄	14.3	0.8	64.4	16.8	3.4	0.0	0.4
	立花	2.5	3.6	2.4	71.5	12.4	7.4	0.6
	武庫	0.3	0.5	1.4	10.1	86.7	0.3	1.2
	園田	0.5	13.5	0.2	11.9	0.5	73.1	1.0

(2) これまでの教育・保育提供区域ごとの確保方策の考え方

- 子ども・子育て支援新制度が開始した平成 27 年度以降、本市では保育ニーズが毎年 300 人前後増加で推移しており、第 1 期及び第 2 期子ども・子育て支援事業計画では、特に保育ニーズ高い市北部（小田地区の一部・立花地区・武庫地区・園田地区）を中心に保育施設の新設や老朽化した施設の増改築のほか、小規模保育事業所の新設など、施設整備を軸とした待機児童対策を実施してきました。

	H27		R7（予定）
保育所	81	⇒	85
幼稚園	37		19
認定こども園	7		27
小規模保育事業所	9		46

※認定こども園の件数の増加についてはいずれも保育所や幼稚園からの移行によるもので、平成 27 年度以降に保育所を 16 箇所（小田：2 箇所、立花：3 箇所、武庫：1 箇所、園田：10 箇所）新設しました。

3 第 3 期子ども・子育て支援事業計画における教育・保育提供区域の考え方

- 第 3 期子ども・子育て支援事業計画では、今後の保育ニーズの頭打ちも見据え、これまで通りの保育ニーズが高い地区での認可保育所や小規模保育事業所の新設を行うのではなく、既存施設に軸足を置いた待機児童対策を実施していくこととしており、特に保育士の確保・定着化策に重点的に取り組んでいくことから、確保方策を講じていく際には、地区ごとではなく市全体で保育の必要性がある児童の受け入れが進むよう対応していきます。
- また、本市の特徴としては、市域が狭く、土地の形状が比較的平坦となっていることから、自転車での移動が非常にしやすく、半径約 1.2km 圏内に概ね 4 箇所以上の保育施設が所在しております。



- 上記のことから、第 3 期子ども・子育て支援事業計画では教育・保育提供区域を 1 つとし、市全体で待機児童対策に取り組んでいくものとします。

以 上

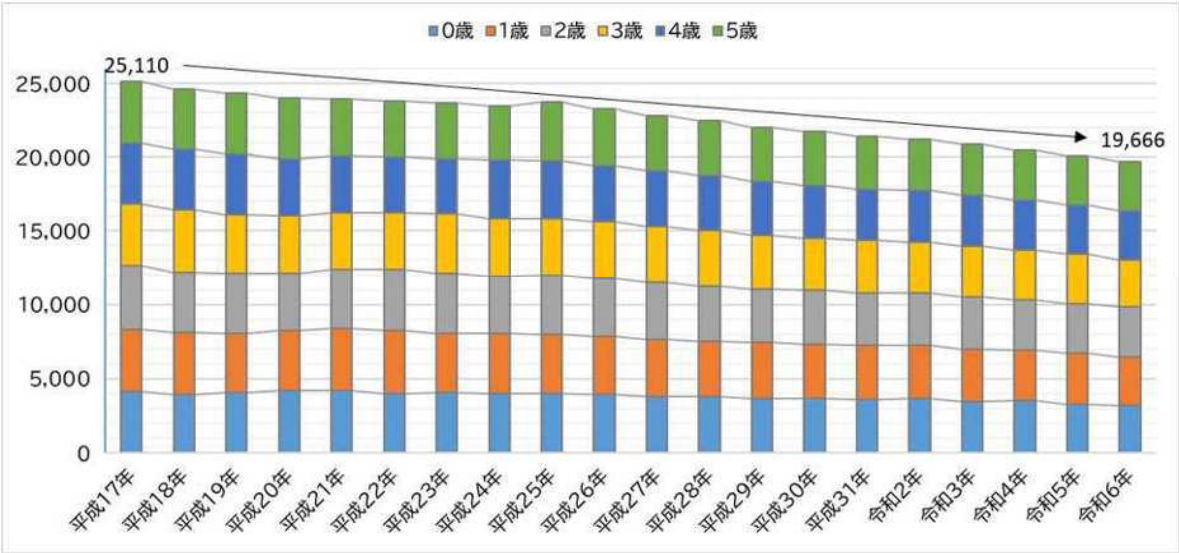
教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込み確保方策について

1 これまでの推移等

- ◆ 就学前児童数

本市の就学前児童数については減少が続いており、今後においても減少傾向は変わらないと想定しています。

(図1) 就学前児童数の推移



- ◆ 教育・保育ニーズ

教育ニーズは減少傾向、保育ニーズは増加傾向が続いています。

(図2) ニーズの推移【上段：ニーズ、下段：需要率（人口に占めるニーズの割合）】

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年
教育ニーズ (1号認定)	4,766 人 45.5%	4,645 人 44.7%	4,043 人 39.7%	4,269 人 42.4%	3,882 人 39.3%
保育ニーズ (2・3号認定)	9,138 人 43.0%	9,380 人 44.9%	9,659 人 47.1%	9,992 人 49.7%	10,337 人 52.5%

※ 需要率について、1号認定は3～5歳の人口に占めるニーズの割合、2・3号認定は0～5歳の人口に占めるニーズの割合

(図3) ニーズの推移（年齢別）



2 今後の推計（人口）

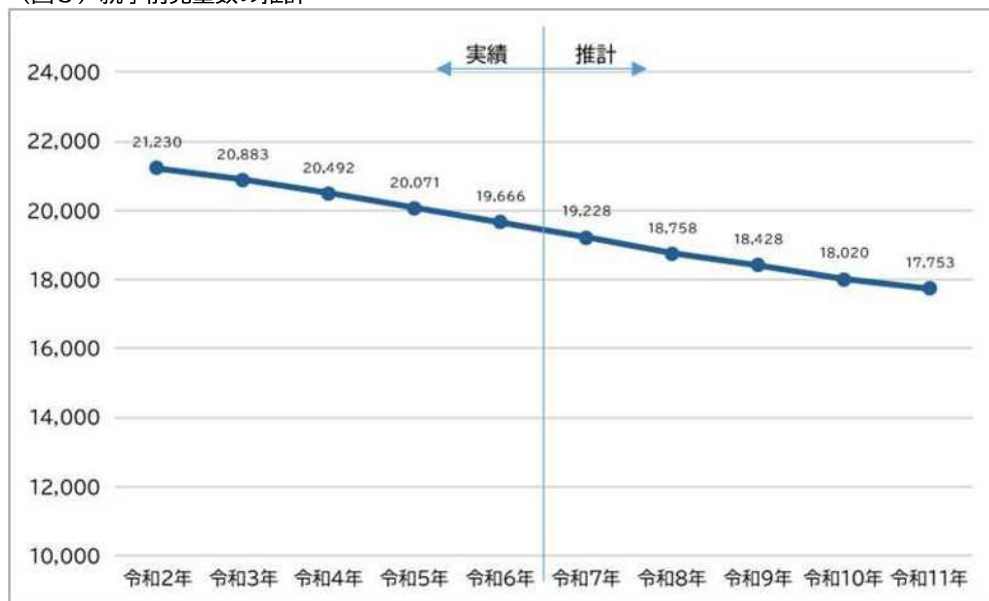
◆ 就学前児童数

直近5か年（令和2年～令和6年）の住民基本台帳人口を基に、「コーホート変化率法」を用いて令和7年～令和11年の人口推計を算出しています。

（図4）就学前児童数の推計（年齢別）

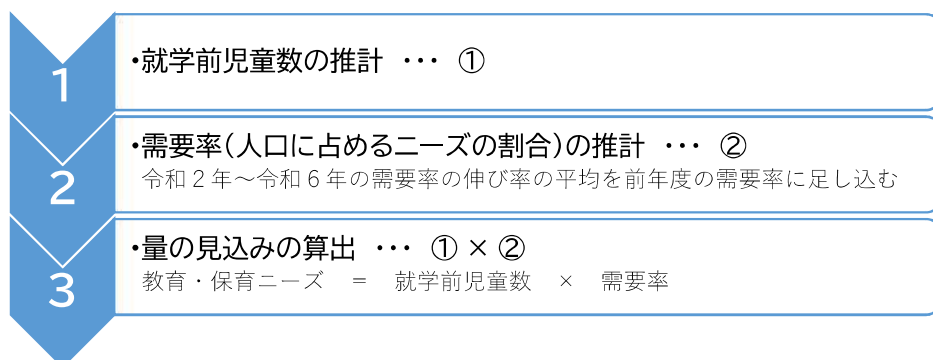
	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	3,171人	3,130人	3,100人	3,073人	3,050人
1歳児	3,117人	3,115人	3,074人	3,044人	3,017人
2歳児	3,191人	3,037人	3,035人	2,994人	2,966人
3歳児	3,276人	3,112人	2,961人	2,960人	2,919人
4歳児	3,173人	3,230人	3,067人	2,919人	2,918人
5歳児	3,300人	3,134人	3,191人	3,030人	2,883人
合 計	19,228人	18,758人	18,428人	18,020人	17,753人

（図5）就学前児童数の推計



3 教育・保育の量の見込みの算出及び確保方策の考え方

(1) 教育・保育の量の見込みの算出方法



(2) 教育・保育の量の見込み

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

教育ニーズ (1号認定)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
3歳児	953人	828人	711人	639人	557人
4歳児	1,264人	1,217人	1,091人	979人	919人
5歳児	1,411人	1,317人	1,288人	1,162人	1,072人
合 計	3,628人	3,362人	3,090人	2,780人	2,548人

保育ニーズ (2・3号認定)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
0歳児	693人	664人	638人	611人	586人
1歳児	2,117人	2,208人	2,272人	2,341人	2,412人
2歳児	2,054人	2,045人	2,126人	2,181人	2,245人
3歳児	2,034人	2,027人	2,009人	2,090人	2,141人
4歳児	1,807人	1,931人	1,923人	1,910人	1,992人
5歳児	1,760人	1,746人	1,852人	1,836人	1,811人
合 計	10,465人	10,621人	10,820人	10,969人	11,187人

(図6) 教育・保育ニーズの推計



(3) 教育・保育の確保方策の考え方

1号認定

- 1号認定については、利用定員（令和6年4月時点で7,521人（※））が教育ニーズを大きく上回っており、今後もニーズの減少が見込まれることから、新たな定員の確保は行わないものとします。【（※）新制度に移行しない幼稚園（私学助成幼稚園）の定員を含みます。】
- 私立幼稚園の認定こども園化については、施設からの相談対応など円滑な移行に向けて対応していきます。
- 「尼崎市就学前教育ビジョン」に基づき、市立幼稚園の廃止についても対応していきます。

（図7）教育（1号認定）の量の見込み及び確保方策

教育ニーズ (1号認定)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	3,628人	3,362人	3,090人	2,780人	2,548人
確保方策	7,521人	7,141人	6,686人	6,686人	6,686人
認定こども園	3,231人	4,351人	4,351人	4,351人	4,351人
幼稚園	1,470人	1,090人	635人	635人	635人
新制度に移行しない幼稚園	2,820人	1,700人	1,700人	1,700人	1,700人

2・3号認定

- 2・3号認定についても、近年の少子化に伴う就学前児童数の減少により、将来的な保育ニーズの頭打ちも想定されることから、第3期計画において新たな施設整備は行わないものとします。
- 新たな施設整備を行わないことから、既存の教育・保育施設の活用に軸足を置いて、更なる保育士の確保・定着化策を講じることで、保育の必要性がある児童の受け入れの増加につなげていきます。
- また、教育ニーズの減少も鑑みて、幼稚園の預かり保育等による2号認定の保育ニーズへの対応を推進していきます。
- 既存施設における分園の設置や認定こども園化などについて、保育ニーズと供給量のバランスも勘案しながら応じていきます。

（図8）保育（2・3号認定）の量の見込み及び確保方策

保育ニーズ (2・3号認定)	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	10,465人	10,621人	10,820人	10,969人	11,187人
確保方策	10,465人	10,686人	10,888人	11,095人	11,335人
認定こども園	1,665人	1,815人	1,815人	1,815人	1,815人
保育所	7,452人	7,453人	7,565人	7,662人	7,772人
小規模保育事業	719人	719人	719人	719人	719人
幼稚園の預かり保育	451人	521人	611人	721人	851人
企業主導型保育事業	178人	178人	178人	178人	178人

4 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの算出及び確保方策の考え方

(1) 放課後児童健全育成事業（児童ホーム）

保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学する児童に対し、授業の終了後に小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

（図9）量の見込み及び確保方策のこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
量の見込み	3,828人	3,811人	3,650人	3,674人
1年生	1,285人	1,328人	1,322人	1,298人
2年生	1,041人	1,062人	1,045人	1,084人
3年生	776人	732人	734人	742人
4年生	456人	403人	314人	342人
5年生	193人	184人	144人	141人
6年生	77人	102人	91人	67人
確保方策	3,447人	3,458人	3,390人	3,315人

◆ 量の見込みの算出方法

公設児童ホーム

$$\text{量の見込み} = \left(\text{学年別児童数} (\ast 1) \times \text{学年別利用意向率} (\ast 2) \right) \text{の合計}$$

※1 教育推計表の児童数

※2 学年別の児童数に対する公設児童ホームの利用申請者数の割合（3か年平均）

民間児童ホーム

$$\text{量の見込み} = \text{公設児童ホームの量の見込み} \times \text{民間利用率} (\ast 3)$$

※3 公設児童ホームの利用申請者数に対する民間児童ホームの利用申請者数の比率（4か年平均）

民間児童ホームの事業所数のピークが令和3年度であり、減少傾向にある令和6年度までの4か年の平均値を採用

◆ 量の見込みの算出

上記の算出方法に基づき、公設児童ホームと民間児童ホームの量の見込みの合計を算出すると以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
1年生	1,476人	1,406人	1,480人	1,433人	1,395人
2年生	1,115人	1,121人	1,069人	1,125人	1,089人
3年生	700人	744人	747人	713人	751人
4年生	321人	311人	331人	332人	316人
5年生	107人	105人	101人	107人	108人
6年生	44人	44人	44人	43人	46人
合 計	3,763人	3,731人	3,772人	3,753人	3,705人

◆ 確保方策の考え方

- 公設児童ホームは、待機児童数の推計（令和 7 年度以降の 3 か年平均）が 20 人以上となる地域に増設します。
- 民間児童ホームは、設置促進補助金を活用し、待機児童が多い地域へ増設します。

（図 10）児童ホームの量の見込み及び確保方策

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	3,763 人	3,731 人	3,772 人	3,753 人	3,705 人
確保方策	3,595 人	3,775 人	3,775 人	3,775 人	3,775 人

（留意点）

- 児童ホームの増設にあたっては、教育委員会との調整結果や民間事業者の申請状況等により、変動する可能性があります。
- 令和 8 年度以降、確保方策が量の見込みを上回っていますが、人口が集中する地域の小学校区で多くの待機児童が発生している状況であるため、定員数に対する申請者数は地域ごとに偏りが生じることが想定されます。
- 今後において、大規模マンション等の開発や児童ホームの整備が進むことで更なる需要喚起のほか、潜在的な保護者の利用意向など、定量的に見込むことが出来ない申請者数の変動が生じることが想定されます。

（図 11）児童ホームの量の見込みと確保方策の推移



(2) 時間外保育事業（延長保育事業）

保育認定を受けた子どもに対し、認定こども園や保育所等において通常の利用日や利用時間以外に保育を実施する事業です。

（図12）量の見込み及び確保方策のこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
利用人数 （量の見込み及び確保方策）	1,370人	1,468人	1,584人	1,606人

◆ 量の見込みの算出方法

$$\boxed{\text{量の見込み}} = \boxed{\text{前年度の利用人数}} \times \boxed{\text{R4} \Rightarrow \text{R5 の伸び率} (\ast 4)}$$

※4 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年から令和4年までの利用人数が大幅に減少していたため。

◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1,911人	1,938人	1,965人	1,993人	2,021人
確保方策	1,911人	1,938人	1,965人	1,993人	2,021人

- 保護者の就労形態の多様化に伴い、保育ニーズも増加していることから、様々な保育施設において、安定して延長保育を実施し、利用者が安心して保育サービスを利用できるよう、引き続き取り組んでいきます。

（図13）延長保育事業の利用人数の推移



(3) 利用者支援事業（子育て家庭への相談支援）

子育て家庭や妊産婦が、教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業、保健・医療・福祉等の関係機関を円滑に利用できるように、身近な場所での相談や情報提供、助言等必要な支援を行うとともに、関係機関との連絡調整、連携・協働の体制づくり等を行う事業です。

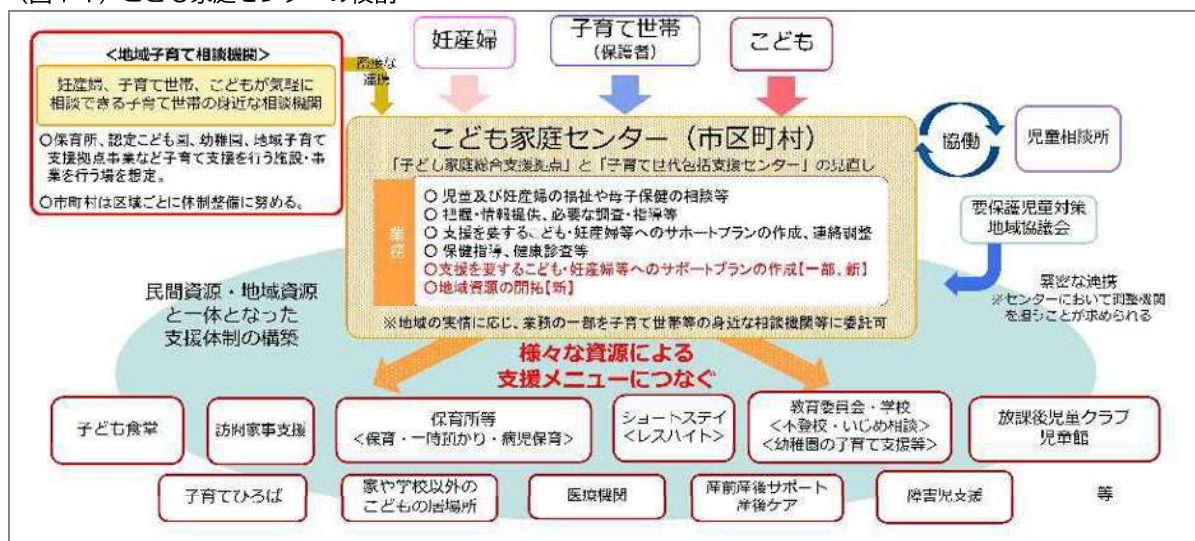
基本型・・・いくしあなどの身近な場所で、子育て家庭等から日常的に相談を受け、個別のニーズ等に基づいて、子育て支援に関する情報の収集・提供、子育て支援事業や保育所等の利用に当たっての助言・支援を行います。

地域子育て相談機関・・・相談の敷居が低く、物理的にも近距離にある相談機関を整備し、子育て世帯との接点を増やすことにより、子育て世帯の不安解消や状況把握の機会を増加することを目的としたものであり、子育て家庭の中には、行政機関であるこども家庭センターには直接相談しにくいと感じる家庭もあり得ることから身近な相談機関が、こども家庭センターを補完するなどします。

特定型・・・主として市町村の窓口で、子育て家庭等から保育サービスに関する相談に応じ、地域における保育所や各種の保育サービスに関する情報提供や利用に向けての支援などを行います。

こども家庭センター型・・・子育て世代包括支援センター（母子保健）及び子ども家庭総合支援拠点（児童福祉）の一体的な運営を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援及び全てのこどもと家庭に対して虐待への予防的な対応から個々の家庭に応じた支援まで、切れ目なく対応するものです。

(図14) こども家庭センターの役割



◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

「基本型」、「地域子育て相談機関」、「特定型」、「こども家庭センター型」の4区分でそれぞれ設置箇所数を見込みます。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
基本型	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所	2 箇所
地域子育て相談機関	17 箇所	17 箇所	17 箇所	17 箇所	17 箇所
特定型	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所	1 箇所
こども家庭センター	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所	3 箇所

- 基本型は、「こども何でも相談（尼崎市役所）」、「総合相談窓口（いくしあ）」の2 箇所を設置します。
- 地域子育て相談機関は、公立保育所（15 箇所）、「こども何でも相談（尼崎市役所）」、「いくしあ」の2 箇所に設置します。
- 特定型は、尼崎市役所内に設置します。
- こども家庭センター型は、いくしあと南部及び北部こども家庭センターに設置します。

(4) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設や里親の居宅などで必要な保護を行う事業です。

（図15）量の見込み及び確保方策のこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数 （量の見込み及び確保方策）	100人日	158人日	203人日	360人日

◆ 量の見込みの算出方法

$$\text{量の見込み} = \text{前年度の延べ利用人数} + 72 \text{人日} (\times 5)$$

※5 令和6年から受入施設に里親の居宅も追加したことにより、令和7年以降の5か年で延べ利用人数が倍まで増えることを見込み、毎年、直近（令和5年）の実績（360人日）の2割ずつ増加

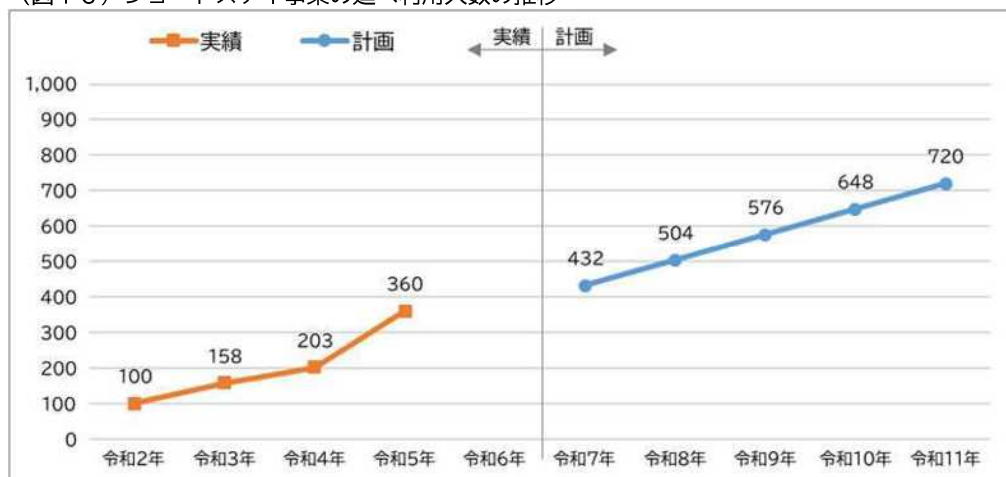
◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	432人日	504人日	576人日	648人日	720人日
確保方策	432人日	504人日	576人日	648人日	720人日

○ 児童養護施設や乳児院など16施設に加え、里親の居宅でも受入を行っていきます。

（図16）ショートステイ事業の延べ利用人数の推移



(5) 地域子育て支援拠点事業（つどいの広場・子育て支援ゾーンPAL）

乳幼児及び保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談や情報提供、助言その他の援助などを行う事業です。

（図17）量の見込み及び確保方策のこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数 （量の見込み）	48,535 人日	59,495 人日	75,048 人日	77,449 人日
設置箇所数 （確保方策）	10 か所	11 か所	11 か所	11 か所

◆ 量の見込みの算出方法

$$\text{量の見込み} = \text{推計児童数（0～2歳児）} \times \text{R5の充足率（※6・7）}$$

※6 充足率は、延べ利用人数に占める児童数（0～2歳児）の割合

※7 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年から利用人数が大幅に減少していたため、直近の充足率を採用

◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	73,275 人日	71,752 人日	71,188 人日	70,430 人日	69,827 人日
確保方策	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所	11 か所

○ 現在 11 か所で事業を実施しており、同じ体制で引き続き量の見込みに対応していきます。

（図18）地域子育て支援拠点事業の延べ利用人数の推移



(6)ー1 一時預かり事業【幼稚園型】（幼稚園の預かり保育）

幼稚園において、在籍する園児を通常の利用日や利用時間以外に預かり保育する事業です。

（図19）量の見込み及び確保方策のこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数 （量の見込み及び確保方策）	61,915 人日	79,371 人日	86,867 人日	95,745 人日

◆ 量の見込みの算出方法

$$\begin{aligned} \text{量の見込み} &= \text{推計児童数（3～5 歳児）} \times \text{前年度の充足率} \\ &\times \text{R4} \Rightarrow \text{R5 の充足率の伸び率（※8・9）} \end{aligned}$$

※8 充足率の伸び率は、令和4年の充足率に対する令和5年の充足率の割合

※9 新型コロナウイルス感染症拡大の影響により令和2年から利用人数が大幅に減少していたため、直近の充足率の伸び率を採用

◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み （1号認定による利用）	115,269 人日	124,832 人日	135,310 人日	145,686 人日	158,874 人日
確保方策	115,269 人日	124,832 人日	135,310 人日	145,686 人日	158,874 人日
公立施設	9 か所	9 か所	6 か所	6 か所	6 か所
私立施設	17 か所	18 か所	19 か所	20 か所	21 か所

- 幼稚園及び認定こども園での実施箇所数を確保し、預かり保育を希望する保護者の子育てニーズに対応していきます。

（図20）幼稚園の預かり保育の延べ利用人数の推移



(6)ー2 一時預かり事業〔幼稚園型を除く〕（保育施設等の一時預かり事業）

保護者が就労や病気等により一時的に保育が出来ない場合や、保護者の負担軽減やリフレッシュを図れるよう一時的な預かりを行う事業です。

（図2-1）量の見込み及び確保方策のこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数 （量の見込み及び確保方策）	11,744 人日	10,664 人日	12,945 人日	14,218 人日
保育施設等	10,413 人日	9,129 人日	10,954 人日	12,464 人日
つどいの広場等	1,036 人日	1,091 人日	1,336 人日	1,304 人日
ファミリーサポートセンター	295 人日	444 人日	655 人日	450 人日

◆ 量の見込みの算出方法

保育施設等

$$\text{量の見込み} = \text{前年度の延べ利用人数} \times \text{R4} \Rightarrow \text{R5 の増加割合の } 1/2 + 1 \text{ (※10)}$$

※10 増加割合は、令和4年の延べ利用人数に対する令和5年の延べ利用人数の割合から1を引いた数値

つどいの広場等・ファミリーサポートセンター

$$\text{量の見込み} = \text{推計児童数（対象年齢児童数）} \times \text{R5 の充足率}$$

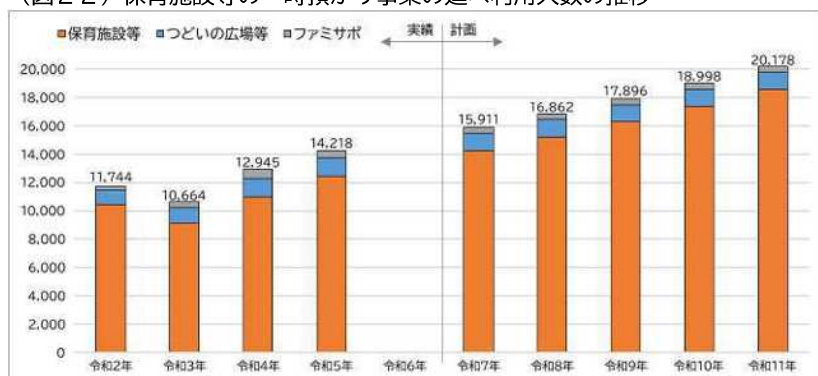
◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	15,911 人日	16,862 人日	17,896 人日	18,998 人日	20,178 人日
確保方策	15,911 人日	16,862 人日	17,896 人日	18,998 人日	20,178 人日
保育施設等	14,241 人日	15,223 人日	16,272 人日	17,394 人日	18,593 人日
つどいの広場等	1,234 人日	1,208 人日	1,199 人日	1,186 人日	1,176 人日
ファミリーサポートセンター	436 人日	431 人日	425 人日	418 人日	409 人日

- 保育施設等においては、引き続き市報・子育て情報誌及びHP等で情報発信を行い、利用者への周知を図っていきます。
- つどいの広場等及びファミリーサポートセンターにおいては、同じ体制で引き続き量の見込みに対応していきます。

（図2-2）保育施設等の一時預かり事業の延べ利用人数の推移



(7) 病児・病後児保育事業

保護者の就労等により、病気やその回復途中に幼稚園や保育所等での集団保育が難しい子どもを一時的に医療機関に併設された保育室等で保育や看護を行う事業です。

(図2.3) 量の見込み及び確保方策のこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数 (量の見込み及び確保方策)	968 人日	1,598 人日	1,469 人日	1,557 人日

◆ 量の見込みの算出方法

$$\text{量の見込み} = \text{推計児童数 (0歳6か月～12歳児)} \times \text{R5の利用割合等}^{※11} \times \text{年間平均利用日数等}^{※12}$$

※11 利用割合等は、地区ごと年齢ごとの実利用人数に対する児童数の割合と施設数が多い武庫地区の利用割合を比較したときの不足割合の合計

※12 年間平均利用日数等は、延べ利用日数を実利用人数で除算した R5 の年間平均利用日数及び訪問型の利用推測数

◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	4,288 人日	4,194 人日	4,112 人日	4,041 人日	3,984 人日
確保方策	1,995 人日	2,948 人日	3,567 人日	4,041 人日	3,984 人日

- 新たに訪問型の病児保育の実施に向けて対応していきます。
- 現在の医療機関併設型の病児保育施設に加え、令和10年までに医療機関併設型の新規開設(3か所)を目標として見込み、6か所の受入枠の確保を目指していきます。

(図2.4) 病児保育の延べ利用人数の推移



(8) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

子育ての援助を受けたい人（依頼会員）と子育てを援助したい人（協力会員）がそれぞれ会員となって、地域でお互いに子育ての支え合いが行われるようコーディネートする事業です。

（図25）量の見込み及び確保方策のこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
延べ利用人数 （量の見込み及び確保方策）	1,071 人日	1,106 人日	1,343 人日	1,753 人日

◆ 量の見込みの算出方法

$$\text{量の見込み} = \text{推計児童数（6～11 歳児）} \times \text{R5 の充足率}$$

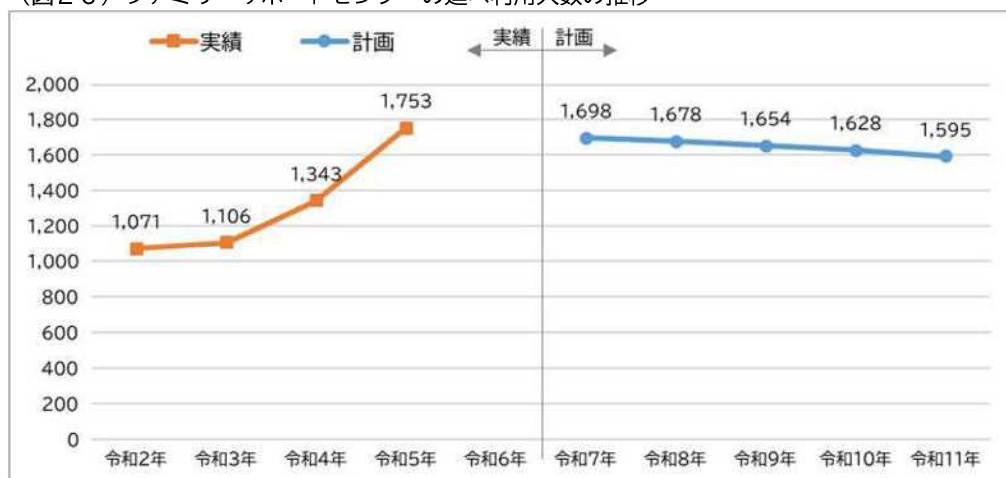
◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	1,698 人日	1,678 人日	1,654 人日	1,628 人日	1,595 人日
確保方策	1,698 人日	1,678 人日	1,654 人日	1,628 人日	1,595 人日

- 引き続き協力会員を確保するとともに、HP等で情報発信を行うことにより、制度の周知を図ります。

（図26）ファミリーサポートセンターの延べ利用人数の推移



(9) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

生後 2 か月頃の乳児がいる全ての家庭を訪問し、子育ての相談を受けたり、子育てに役立つ情報提供をすることで、子育て家庭の孤立を防ぎ、子育てを支援する事業です。

（図 2 7）量の見込みのこれまでの実績

	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年
対象人数 (量の見込み)	3,117 人	3,445 人	3,098 人	3,291 人

◆ 量の見込みの算出方法

$$\text{量の見込み} = \text{推計児童数 (0 歳児)}$$

◆ 量の見込みの算出及び確保方策（実施体制等）

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	3,171 人	3,130 人	3,100 人	3,073 人	3,050 人
確保方策					
実施体制	13 人				
実施機関	健康増進課、北部地域保健課、南部地域保健課				

- 「出産・子育て応援給付金事業」の給付金申請書を全戸訪問時に渡すなど、訪問実施率の向上に向けて取組を行っていきます。

（図 2 8）こんにちは赤ちゃん事業の対象人数の推移



(10) 養育支援訪問事業（育児支援専門員の派遣）

妊娠・出産・子育て期（概ね児が1歳に達するまで）の家庭で、養育支援を必要とする妊婦及び養育者に対し専門員を一定期間継続的に派遣し、養育者の心身の負担の軽減や養育力の向上が図れるよう相談や指導、助言などの支援を行う事業です。

また、これまでの育児・家事援助は、令和4年児童福祉法改正により、「(14) 子育て世帯訪問支援事業」に移行となりました。

（図29）令和4年児童福祉法改正による変更内容

	令和5年まで	令和6年以降
養育支援訪問事業	◆産褥期の母子に対する育児支援や簡単な家事等の援助 ◆未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導 ◆養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導 ◆若年の養育者に対する育児相談・指導 ◆児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援	◆産褥期の母子に対する育児支援 ◆未熟児や多胎児等に対する育児支援・栄養指導 ◆養育者に対する身体的・精神的不調状態に対する相談・指導 ◆若年の養育者に対する育児相談・指導 ◆児童が児童養護施設等を退所後にアフターケアを必要とする家庭等に対する養育相談・支援
子育て世帯訪問支援事業		○家事支援（食事準備、洗濯、掃除、買い物の代行やサポート等） ○育児・養育支援（育児のサポート、保育所等の送迎、宿題の見守り、外出時の補助等） ○子育て等に関する不安や悩みの傾聴、相談・助言 ○地域の母子保健施策・子育て支援施策等に関する情報提供 ○支援対象者や児童の状況・養育環境の把握、市町村への報告

（図30）量の見込みのこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
相談者数 （量の見込み）	913人	515人	518人	811人

◆ 量の見込みの算出方法

$$\text{量の見込み} = \text{実件数〔新規＋継続〕}(\times 13) \times 7.7 \text{ 回〔平均訪問回数〕}(\times 14)$$

※13 新規件数は、令和3年から令和5年までの平均値とし、継続件数は、前年の実件数から終了件数を差し引いたもの

※14 平均訪問回数は、延べ件数を実件数で除算した数値の令和3年から令和5年までの平均値

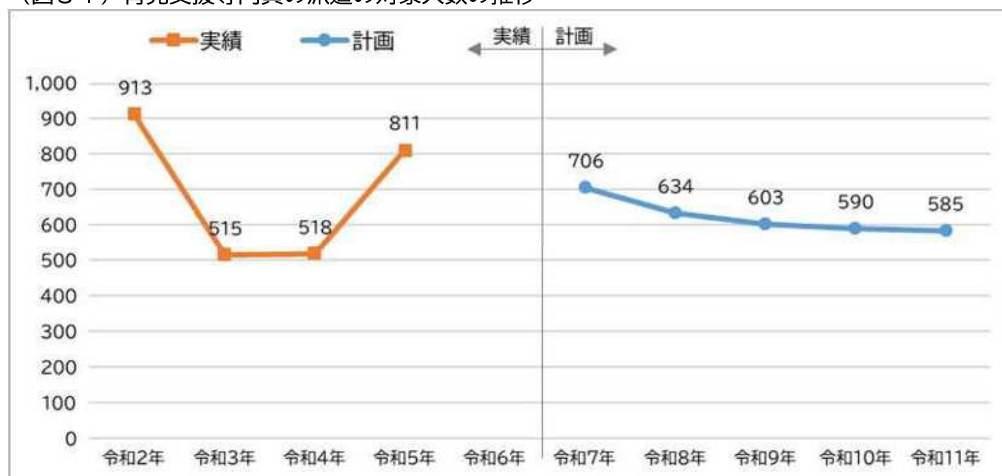
◆ 量の見込みの算出及び確保方策（実施体制等）

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	706人	634人	603人	590人	585人
確保方策					
実施体制	20人				
実施機関	健康増進課、北部地域保健課、南部地域保健課				

- 専門員の知識・技術向上のため、研修や連絡会を開催し、より円滑な事業の遂行を図っていきます。

(図3 1) 育児支援専門員の派遣の対象人数の推移



(11) 妊婦健康診査事業（妊婦健診）

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。

（図32）量の見込みのこれまでの実績

	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
量の見込み				
実人数	5,812人	5,662人	5,311人	5,206人
健診回数	47,420回	44,431回	42,960回	41,602回

◆ 量の見込みの算出方法

実人数

$$\text{量の見込み} = \text{前年度の実人数} \times \text{0歳児人口の増減率} (\text{※15})$$

※15 増減率は、翌年の0歳児の人口から、当該年の0歳児の人口を除算した数値

健診回数

$$\text{量の見込み} = \text{実人数} \times \text{7.98回 [平均助成件数]} (\text{※16})$$

※16 平均助成件数は、健診回数を実人数で除算した数値の令和3年から令和5年までの平均値

◆ 量の見込みの算出及び確保方策（実施場所等）

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み					
実人数	5,094人	5,028人	4,980人	4,937人	4,900人
健診回数	40,629回	40,104回	39,719回	39,373回	39,079回
確保方策					
実施場所	委託医療機関（委託医療機関以外及び助産所受診の場合は償還払い）				
検査項目	前期健診：診察・検尿・超音波・血液検査 等 後期健診：診察・検尿・超音波・血液検査 等 基本健診：診察・検尿 等				
実施時期	通年実施				

- 子育て世帯の経済的負担軽減のため、尼崎市医師会と協議する中で妊娠中の体調管理に必要な健診項目について、追加助成を検討していきます。

（図33）妊婦健診の実人数の推移



（図34）妊婦健診の健診回数の推移



(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

家計の状況から低所得で生計が困難と考えられる世帯の認定保護者が、教育・保育等の提供に必要な日用品、文房具等の購入費や園行事への参加費用等として施設に支払う額に対し、上限の範囲内で助成する事業です。

また、新制度に移行しない私立幼稚園の低所得世帯等に属する児童に係る給食費（副食材料費）も助成の対象としています。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（認定こども園特別支援教育・保育経費）

健康面や発達面において特別な支援が必要な児童を受け入れる私立認定こども園の設置者に対し、職員の加配に必要な経費の一部を助成する事業です。

(14) 子育て世帯訪問支援事業（ヤングケアラー訪問支援・産前産後ヘルパー派遣）

概ね 18 歳未満の子ども・若者を含む世帯のうち、ヤングケアラーや要保護・要支援児童がいる世帯等、支援が必要な家庭に対して、ホームヘルパー等の訪問支援者を派遣し、世帯の家事・育児支援等の専門的な支援を提供し、子ども・若者及びその世帯の負担軽減を図り、子ども・若者の自立を支援する事業です。

◆ 量の見込みの算出方法

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{量の見込み}} = \boxed{\text{推計児童数 (0~17 歳児)}} \times \boxed{\text{対象世帯数}} \div \boxed{\text{全児童数} (\text{※17})} \\ \times \boxed{\text{平均利用日数} (\text{※18})} \end{array}$$

※17 全児童数は、対象世帯数算出時点の 0~17 歳の児童人口

※18 平均利用日数は、ヤングケアラー訪問支援は 40 日、産前産後ヘルパー派遣は 10.6 日

◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	3,093 人日	3,274 人日	3,448 人日	3,622 人日	3,787 人日
確保方策	3,093 人日	3,274 人日	3,448 人日	3,622 人日	3,787 人日

(15) 児童育成支援拠点事業（居場所支援事業）

要保護・要支援児童等のうち家庭や学校に居場所がない主に学齢期以降の子どもに居場所を提供し、生活習慣や対人関係能力の形成、学習のサポート、食事の提供や家庭訪問による生活状況の把握を通じて、関係機関と連携しながら子どもとその家庭を支援していく事業です。

◆ 量の見込みの算出方法

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{量の見込み}} = \boxed{\text{推計児童数（6～17 歳児）}} \times \boxed{\text{対象児童数}} \\ \div \boxed{\text{6 歳以上の児童数（※19）}} \end{array}$$

※19 6 歳以上の児童数は、対象児童数算出時点の 6～17 歳の児童人口

◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和 7 年	令和 8 年	令和 9 年	令和 10 年	令和 11 年
量の見込み	40 人	39 人	38 人	38 人	37 人
確保方策	40 人	39 人	38 人	38 人	37 人

(16) 親子関係形成支援事業（MYTREEペアレンツプログラム）

子育てに悩んだり、育てにくさを感じたりしている就学前の子ども保護者を対象に、子どもの行動観察の方法や問題行動への効果的な対処の方法について参加者やスタッフと情報交換をしながら学び、子どもの理解を深めることを支援する事業です。

◆ 量の見込みの算出方法

$$\boxed{\text{量の見込み}} = \boxed{\text{推計児童数（0～17歳児）}} \times \boxed{\text{対象世帯数}} \div \boxed{\text{全児童数}}$$

◆ 量の見込みの算出及び確保方策の考え方

上記の算出方法に基づき、量の見込みの算出を行うと以下のとおりとなります。

	令和7年	令和8年	令和9年	令和10年	令和11年
量の見込み	10人	10人	10人	9人	9人
確保方策	10人	10人	10人	9人	9人

(17) 妊婦等包括相談支援事業

(18) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

(19) 産後ケア事業

(17)～(19)の事業は、国の『第三期市町村子ども・子育て支援事業計画における「量の見込み」の算出等の考え方（改訂版 ver.2）』が令和6年10月10日付けで発出され、量の見込みの算出方法や提供体制の確保の方策等が示されたところですが、現在、記載内容の確認や必要な数値の算出などの作業中のため、改めてお示しします。

以 上

教育・保育等の円滑な利用及び質の向上に係る取組の記載

外国につながる幼児への支援・配慮に係る取組

- (1) 市役所本庁舎に設置している「尼崎市外国人総合相談センター」では、英語・中国語・ベトナム語・ネパール語（※）に対応できる相談員が在籍しており、市役所内での手続き等に関して、どこに何の相談をすれば良いかなどをアドバイスするとともに、必要に応じて同行するなどの支援を実施している。
※ ネパール語は週に1日のみ対応可能
- (2) 市ホームページでは、文字の表記を英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ネパール語に変換表示することができ、教育・保育及び子ども・子育て支援事業に関する情報へのアクセスをしやすいとしている。
- (3) 公立保育所では翻訳機能がある端末を使用するなどして、日本語の対応が難しい外国の幼児の受け入れや、その保護者とのコミュニケーションを取れるようにすることで、外国人の方でも円滑に施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでいる。
- (4) 市立幼稚園においては、必要に応じて尼崎市教育委員会にスクールサポーター（学校園の教育活動及び学校園の環境整備等を支援するボランティア）として登録された「多文化共生支援員」の派遣を依頼し、外国人の保護者との間に入ってもらうことでスムーズにコミュニケーションを取れるようにしている。
（対象言語：英語・中国語・韓国語・ベトナム語・ポルトガル語・フィリピン語・スペイン語等）
- (5) 民間の教育・保育施設に対し、外国の幼児やその保護者とのやり取りに係る通訳や翻訳をする方の配置を支援することで、外国人の方でも円滑に施設を利用しやすい環境づくりに取り組んでいる。

幼児教育・保育等の質の確保・向上に係る取組

- (0) 官民幼保の幼児教育・保育施設等における教育内容の充実策や連携方法、更には今後の市立幼稚園に求められる機能・役割や少子化を見据えた効果的かつ効率的な運営体制等について、方向性や取組等を示した「就学前教育ビジョン」を令和6年2月に策定した。
当該ビジョンでは、「質の向上」「インクルーシブの推進」「幼保小の円滑な接続」の推進と、それらを推進するための「幼児教育アドバイザー」の配置、また、市立幼稚園の今後の運営体制として、「3年保育の実施」「一時預かり事業の時間延長」「支援が必要な子どもの受入の拡充」及び施設の廃止などについて考え方を示している。
- (1) 市内の幼児教育・保育施設等と小学校において、幼児期と児童期の円滑な接続を推進するために「幼保小連携推進事業」を実施している。（具体的には以下の取組のとおり）
 - ① 幼保小連携推進委員会の設置
官民幼保の代表者で構成する委員会を設置し、幼稚園・保育所（園）・認定こども園及び小学校との円滑な接続のための教育課程の編成や引継ぎ等に向けた協議を行う。（年3回程度）
 - ② 幼保小接続カリキュラム実践校園所の設置
幼保小接続カリキュラムの実践校園所（令和6年度は10カ所）を設置し、カリキュラムの実践及び検証等を行う。実践校園所は全体研修会や地区別情報交換会等で幼児教育・保育施設等にその取組を発信することで、更に実践校園所が増えるよう取り組んでいる。
 - ③ 交流連携
幼児期から児童期への円滑な接続に向け、全校園所で交流連携を実施するため、連携先の校園所を指定する等、連携先ごとの取組（施設借用・幼児児童間連携・教師間連携等）の充実を進めている。また、各校園所には幼保小連携担当者を1名設置している。

④ 接続期の重要性を深めるための取組等

I 全体研修会（年2回）

子どもの育ちにとって「架け橋期」が重要な時期であることについて理解を深めることで、各校園所等において幼保小連携を推進するための取組を実践することにつなげる。

II 地区別情報交換会（年1回）

地区別（もしくは校園所別）に情報交換等を行う。（同地区内の各施設から幼保小連携担当者等1名が参加する。）

III アプローチ時期の保育公開

アプローチ時期の保育を公開することで、実際の幼児の姿や教諭の援助内容の理解を深め、小学校就学後の教育や就学前の教育・保育に活かす。

(2) 保育施設等が共通する保育実践上の課題の解消を図るため、保育内容の研究や専門研修等を行い、保育の質の向上に努めている。また、保育施設等の保育士を対象にリーダー的職員の育成に関する「保育士等キャリアアップ研修」を実施していることに加え、市内の保育施設等への就労を支援するため、潜在保育士も対象とした研修を開催することで、保育の質の維持・向上につなげている。

(3) 各法令等に基づき、指導監査（実施指導や集団指導など）を実施することで、特定教育・保育施設等の適切な運営の継続・維持につなげている。

(4) 就学前の教育内容がどのように「育みたい資質・能力」を育み、それが「幼児期の終わりまでに育って欲しい姿」につながっているのか、また、小学校就学後以降の「後伸びする力」「生きる力」（非認知能力等）につながっているのかを、こども青少年部内に設置している「学びと育ち研究所」と連携や国・他都市等の取組事例を参考に検証等を行っていく。

(5) 「幼児教育アドバイザー」を配置し、幼児教育・保育施設へ派遣することにより、特別な支援が必要な子どもへの支援方法の助言・情報提供や園内研修、事例研究会等の支援を行っていく。